

◎議事日程(第2号)

令和7年9月4日(木曜日)午前9時30分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員(17名)

1番	馬渕 紀明君	2番	佐藤 旭浩君
3番	中村文武君	4番	河合克平君
5番	真野和久君	6番	永田千佳君
7番	吉川三津子君	9番	鬼頭勝治君
10番	石崎誠子君	11番	角田龍仁君
12番	近藤武君	13番	原裕司君
14番	佐藤信男君	15番	杉村義仁君
16番	山岡幹雄君	17番	高松幸雄君
18番	竹村仁司君		

◎欠席議員(なし)

◎欠番(1名)

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	清水栄利子君
教育長	河野正輝君	総務部長	井戸田悦孝君
企画政策部長	西川稔君	市民協働部長	山岸忠則君
教育部長	佐藤博之君	保険福祉部長	田口貴敏君
健康子ども部長	人見英樹君	産業建設部長	宮川昌和君
消防長	伊藤政儀君	会計室室長補佐	加藤ゆか君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 書記	鷲尾和彦 村瀬俊彦	議事課長 書記	長谷川努 秋田郁哉
--------------	--------------	------------	--------------

○議長（近藤 武君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

◎日程第1・一般質問

○議長（近藤 武君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、質問順位1番の3番・中村文武議員の質問を許します。

中村文武議員。

○3番（中村文武君）

皆様、おはようございます。

ちょうど1年前と同じような質問もございますけれども、全ては子供たちのためにという自分の信念の下に、執行部のほうにいろいろお伺いさせていただきたいと思います。

画面を御覧ください。

本日は大きく3つのテーマ、細かく分けると5つのテーマでお伺いしていきたいと思います。

1つ目は、子供たちの声、旧佐織庁舎跡地を公園にということでございます。

小・中学生からはボールを使って遊ぶところがないという声をよく聞きます。昨年のお話では、ボールが遊べる公園は佐屋地区に4つのみでした。道の駅の横の都市公園の整備でまたもう一つできるかと思いますが、北部の地域は平和の公園か津島の東公園に行くしかありません。そういった中で、佐織庁舎の横の警察署跡地、佐織庁舎跡地を公園にできないかということをまず1点目、お伺いします。

次に、まちづくりの問題として、佐織庁舎横の用水悪水路を暗渠化し道路にする計画はないかということをお伺いします。

画面を御覧ください。

これはある一定の地点から南北に撮ったところでございます。藤浪駅近くの交差点は南側、このように歩道が整備されております。逆側を写真に撮りますと、大きな水路、用水、排水ともにあります。ここが1年前と違って暗渠にするのではという計画があるのではというお話が私の耳にもうわざとして入ってまいりました。

この点について、市の見解、そして県はどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

3つ目は、まちづくりの観点から、この佐織庁舎の周り、本当に非常にいい立地でございま

すので、宅地を増やすまちづくりの計画はどういうことになっているのか、執行部にお伺いしたいと思います。

そして、大項目2点目、学力向上対策についてお伺いします。

前回の議会の質問で、学力テストは全国平均付近といような結果でございました。

特にこれからの中学生にとって、国語や数学、そしてグローバル化に基づいて英語が必要だと思います。こういった教科のみでも結構ですので、この3教科の学力の向上に対して強化をしてほしいが、具体策をお伺いしたいと思います。

また、学校だけではどうしても時間が足りませんので、放課後デイサービスや児童クラブなどの学習支援はどのような体制になっているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

そして3つ目は、小学校体育館へのエアコンの設置でございます。

まずもって中学校のエアコン、全校設置していただいたことに非常に感謝をいたしております。このことにつきまして、本当に子供たちや保護者、そして鍵当番の住民の方から、あれはいいねと、次は小学校だねという声がやはり私のほうにも伝わってまいります。中学校だけでも大きな効果はあったとは思いますが、やはり住民の方、次へ、そして避難所である小・学校への要望が強うございます。コミュニティーでの会議があれば、そしてイベントがあれば、必ず我々は要望を聞いてまいります。

したがいまして、この猛暑が続く日本になりましたので、来年も6月も暑うございます。恐らく9月も暑くなると思います。そういう中で、子供たちの遊び場、そして体育の授業の確保のために、小学校の体育館へのエアコンの設置は必須だと思いますが、教育委員会の考えをお伺いします。

以上をもちまして、総括質問とします。よろしくお願いします。

○市民協働部長（山岸忠則君）

私からは、大項目1点目、ボールが使える公園や都市計画道路の整備、宅地を増やすまちづくり政策について答弁させていただきます。

佐織支所駐車場の一部を公園にできないかにつきましては、旧佐織庁舎跡地の利活用については、関係する課による協議を行っているところです。周辺への影響なども考慮する必要があると考えています。

○教育部長（佐藤博之君）

私からは、下校後における児童の校庭の利用について御答弁させていただきます。

小学校では、平日児童が下校した後、校庭を遊び等で利用できるように開放しております。終了時間は各学校で取り決めており、おおむね日没との報告を受けています。以上でございます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、佐織庁舎横の用悪水路を暗渠化し道路にする計画はということでございます。

昭和53年に都市計画決定がされました都市計画道路佐織津島線は、現存する用排水路の用地を活用いたしまして都市計画道路の併設を検討していく区間であり、水路管理者と整備内容や

費用の負担等について調整が必要となりますので、現在、事業化等の予定はございません。

続きまして、宅地を増やすまちづくりの計画でございます。

本市は、市町村合併以前より都市計画法に基づき、市域の大半が市街化を抑制する市街化調整区域に指定されており、厳しい建築制限の下、農地の無秩序な開発を抑制し、住環境の維持に努めています。

市町村合併以降は、本格的な人口減少、少子高齢化社会の到来に対応するため、交通結節点の機能強化として、平成25年度に合併以前より取り組んでおりました勝幡駅周辺整備事業、令和6年度に藤浪駅前広場改修工事を完了し、現在、昭和53年に駅前広場として都市計画決定されたものの、今まで取組がなかった名鉄佐屋駅周辺において、駅前ロータリーや新たなアクセス道路等の整備に向け事業を進めている状況でございます。

こうした状況の中、令和2年度に本市が長年抱えておりました市街化区域編入に向けた課題の中の一つが解消したことにより、県担当部局の協力も得て、新たなまちづくり施策が可能となり、市内の鉄道駅周辺における新たな住環境エリアの創出に向け、令和5年度より市街地整備事業に着手をいたしました。

令和3年3月策定の都市計画マスタープランの土地利用計画では、鉄道駅周辺に定められた市街化区域に連携する地域を、将来的に市街化区域へ編入を検討する市街地近郊地に位置づけ、今後も想定される世帯数の增加分については、市街地近郊地に都市基盤を整えつつ誘導することを検討しております。

このような経緯から、令和5年度に鉄道駅周辺の市街化区域を拡大して市街地整備を進めるを見据え、市内の鉄道駅の8駅、周辺の評価分析を実施いたしました。その評価分析結果を踏まえ、優先的に市街地整備の検討を進めるべき拠点として、勝幡駅周辺、藤浪駅周辺、佐屋駅周辺、富吉駅周辺を設定し、現在、まちづくりビジョンの策定に向け、関係総代との意見交換会を開催している状況でございます。今後は、地域住民等の主体的なまちづくりの実現に向け、市は事業化の支援に努め、引き続き市街地整備事業を推進してまいります。以上でございます。

○教育部長（佐藤博之君）

私から大項目2点目、学力向上対策についてに係る国語、数学、英語科目に対する強化策についてですが、令和7年度全国学力学習状況調査は、4月14日から17日までの間に、小学校6年生及び中学校3年生を対象に、国語、算数、数学、理科の教科について、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、学習指導要領で育成を目指す知識及び技能の思考力、判断力、表現力等を問う問題が出題されました。全国学力学習状況調査結果並びに全体的な傾向の分析につきましては、毎年度定例教育委員会で報告するとともに、各校長とも情報を共有しているところです。

全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程、カリキュラムの基準を示す学習指導要領において重視する取組として、言語能力の育成として、国語を要として全ての教科等で子供たちの言葉の力を育む、理数教育として、観察・実験などによ

る科学的に探究する学習活動や、データを分析し課題を解決するための統計教育を充実する。外国語教育として、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの力を総合的に取り組むとされています。

全国学力学習状況調査結果は、当該年度の対象児童・生徒により毎年度傾向の変化が見られる中、学習指導要領に基づき学力の育成を図る取組として、引き続きグループワークやディスカッションなど、児童・生徒が協働的に学び合える環境づくりや、子供たちの個性や進捗状況に合わせた適切な指導に取り組んでいきます。

また、タブレットにeライブラリーA I型ドリルを取り入れ、一人一人の進度に合わせた個別最適な学びにつなげていきます。以上でございます。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

私からは、学習向上対策についての放課後等デイサービスの学習支援の状況について御答弁させていただきます。

放課後等デイサービスとは、障害のある子供たちの放課後や夏休みなどの長期休暇中において、日常生活動作の指導、集団生活への適応訓練等を継続的に行う療育の場です。市内には11か所の事業所があります。

ほとんどの事業所で学校から出された宿題を行う時間を設けており、必要に応じて職員が対応する取組をしています。うち1か所につきましては、学習支援に特化した事業所として、通信制の高校と連携し、学校に通うことが難しい子供を中心に全般的な支援を行っています。以上です。

○健康子ども部長（人見英樹君）

続きまして、児童クラブでの学習支援についてお答えします。

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図ることを目的としています。

現在、直営と公設民営の各児童クラブでは学習支援はしていませんが、児童クラブ入室後に宿題や自習をする学習時間は設けており、必要に応じて放課後児童支援員が対応をしています。以上です。

○教育部長（佐藤博之君）

私からは大項目3点目、小学校体育館へのエアコン設置はに係るエアコン設置予定についてですが、各学校では運動場や体育館、プールなどの各施設で暑さ指数を測定し、最も安全に運動できる施設を利用して体育の授業を実施、もしくは体育の授業を中止しています。

令和6年9月現在で、武道場を含めた学校体育館等における冷房設備設置率は全国で18.9%、愛知県では20.6%であり、津島市では全小・中学校でスポットエアコンを整備、弥富市及びあま市では未整備と伺っております。

教育委員会といたしましては、中学校では体育の授業や学校行事のほか、部活動でも使用するため、小学校と比較して多く利用され、熱中症対策が必要と判断して、令和6年度に空調設

備が整備済みの立田中学校及び改築もしくは大規模改修を計画しております永和中学校を除き、空調設備を整備したところです。現在、中学校体育館に整備した空調の効果をはかっているところでもあり、現時点において小学校に整備する考えはございません。

なお、令和7年8月7日に総理大臣官邸で熱中症対策推進会議が開催され、今後、関係省庁において空調設備整備に係る支援の充実が期待されることから、その動向を注視してまいります。以上でございます。

○3番（中村文武君）

それでは、エアコンのほうから再質問をしていきたいと思います。

この6月に我々の会派でも国の方に市長と共に要望させていただきました。

その際に、画面を御覧ください。文科省のいただいた資料なんんですけど、ホームページにも載っています。補助率は2分の1、そして単価も上げました。断熱性の確保も後でもいいですよ、地方債も充当できますよという、こういった資料を基に、実際、自治体の負担は、この右下の丸ですけれども、25%でいいですよというお話をいただいておりまして、そして補正予算で基本対応しますので、いつでもまた相談に乗りますというようなことを文科省の担当の方、局長の方からお話をいただいております。そんな中で、実際市の方で予算の予定はないということになります。体育も中止しているという話もありました。実際、教育上すごく大事なことだと思います。

そこで、今、市の方では、道の駅や佐屋老人福祉センター、いろんなところでお金を使っています。佐織公民館、図書館、そして佐屋の福祉センターも空調の工事はしっかりとしております。なのに、未来を支える子供たちのためにエアコンの設置を進めないとということに対して非常に疑問を持っております。

そこで、仮に本設置は難しいとしても、置き式のクーラー、空調、レンタルという対応を、そのときまで1年でも2年でもいいので、また予算はつくかもしれない、国の予算は。なので、そういうレンタル対応ができないか、お伺いしたいと思います。

○教育部長（佐藤博之君）

教育事業に係る取組は、教育委員会において、事業の緊急性や必要性、業務量等を総合的に勘案して優先順位をつけさせていただいております。

また、財源の確保につきましても、教育委員会として、国もしくは県の負担金、補助金や地方交付税に有利な地方債などを財源として活用することを考えます。レンタルの場合には、契約期間内の経費は平準化できる反面、活用できる負担金、補助金及び有利な地方債などが活用できません。

また、令和6年度に中学校に導入したスポットエアコンと同等の空調設備をレンタルする場合、1校当たり年間約700万円の見込額のほか、200ボルトの電源工事も必要となることから、レンタルによる導入は考えておりません。以上でございます。

○3番（中村文武君）

導入もレンタルも考えていないということで、これはなかなか来年度の夏に向けて授業、そ

して子供たちの遊び時間、今日の朝も、私の子供は小6なんですけど、聞いてきましたけれども、昼間、そして授業の間遊んでいるのかと、いやもう遊べないから教室にいると。このような状況で本当にいいのかなと私は思います。未来を支える子供たち、どうやって育てていくのか、大事な機会をつくるのは大人の責任であります。

これまでいろんな打合せの中で、教育委員会の方々は本当に予算がないというお話も聞いてきました。財政のほうからは、いろんなことで難しいというお話も聞いてきました。しかしながら、お金の使い方、市長が最終的には決めるんだと思いますけれども、教育委員会から予算を上げないことには、やはり私も公務員の経験がありますけれども、議論の土台に上がってきません。

市の執行部と教育委員会は、理論上は対等の関係でございます。お金のことを考へるのは教育委員会の問題ではなく、執行部の問題であると私は考えます。その中で、教育委員会は優先順位を決めて上げている、判断しているというふうな答弁もありました。これは予算計上しないということは、優先順位が低いと認定していると思わざるを得ないんですが、もう一度聞きます。令和8年度予算に計上する予定はないんでしょうか。

○教育部長（佐藤博之君）

令和8年度の事業への取組につきましても、教育委員会において事業の緊急性や必要性、業務量等を総合的に勘案して優先順位をつけさせていただいた上で計上を考えております。

教育委員会といたしましては、永和中学校体育館をはじめ、佐屋小学校、その他の小・中学校施設の老朽化対策や小・中学校規模等適正化を重点事業として取り組むことを考えており、現時点においては、令和8年度当初予算に計上する予定はございません。以上でございます。

○3番（中村文武君）

それでは、教育長にお伺いしたいと思います。

本当に教育長、今までいろいろな校長経験もございますし、子供たちのためにやってきたと思います。本当にこれは子供たちのための判断なんでしょうか。よろしくお願ひします。

○教育長（河野正輝君）

お答えをさせていただきます。

小学校体育館への空調設置は、子供たちの健康や学習環境の改善に向けた重要な課題と認識しております。この7月現在、尾張の23市の中で、5つの市で全ての小学校と中学校に空調設備を備えていると聞いております。また、幾つかの自治体で現在研究検討中である情報も確認しております。今後、体育館の役割や国県の制度の動向を踏まえながら、他の教育環境の整備との調整を図りつつ、整備の在り方を研究検討してまいります。

新たに整備した4つの中学校の体育館の空調設備が、この夏の冷房と冬の暖房が優れたものであるか十分に検証しながら、この先の空調設置の参考にしていきたいと考えます。また、文部科学省が進める断熱材等を利用した断熱性能を確保した上での空調設置についても、コストと効率を十分考慮し、研究を進めていきたいと考えます。

災害発生時において、地域の避難所としても利用される既存体育館への空調設置については、

校舎内の特別教室等の空調設備の設置も含めて、学校と話を進めながらも、段階的に設置計画の検討を進めるべきと考えております。以上です。

○3番（中村文武君）

どう進めていくのか、ちょっと前向きではなかったような感じのほうに受け取っておりますけれども、いろいろ検討していただくということで、実際、武道場とかいろんな教室、本当にエアコンをどこでもつけてくれというような要望だとは思います。

ただ、やはりこの暑い中、検討、検討だけではやっぱり進まなくて、できれば本当ならどんな小さなことでもいいので2校ずつ6か所つけますとか、例えば老朽化対策が必要なさそうな新しい体育館であるとかに計画的につけていきますとか、そういう計画も教育委員会では立てられると思うんです。そこまで考えてほしいなど、子供たちのために思います。

教育長自身もこれまで本当に教育行政に長らく携わられておられまして、私も保健体育の教職課程を修了しておりますが、保健体育の先生でいらっしゃいますので、大先輩であり、体育の意味、体を動かす、発散だけではない教育的意義が非常に分かられておるはずでございます。私自身は教職に行く道を、当時は道が狭き門と、1人、2人しか受からないのでという理由でやめましたが、本当は実はそういう理由で教職をやめたわけではなくて、教育実習の前の最後のオリエンテーションで教授陣から、本当に教職に行くつもりが皆さんあるのかと、教職員はそんな甘い仕事ではない、自信がないんだったら先生になるのをやめてくれというお話を聞いて、当時私は野球で挫折をしていたので自信がなく、その道をやめました。しかしながら、今現場で働いていただいている先生方は、その道を乗り越えて、そして教育長もしかり、40年弱も子供たちと向き合われていることに対して、非常にリスペクト、敬意を表するところでございます。

そんな中で、本当に体育の意味が分かられていると思います。子供たちの発育、成長にはどうしてもこのエアコン設置が必要でございます。教育長自身も学校長のときにいろんな小学校、そして中学校のときに部活動に取組を、この時代においても何とかするように取り組まれているのもお話を聞いております。そして、現役時代もラグビー協会の指導や事務局に携わられているというようなお話、そしてスポーツ推進委員の中から、河野先生のことを悪く言う人は一人もいません。すばらしいという人ばかりでございます。その先生が今、教育長という教育のトップで予算も上げられる職に務めていただいております。

今、私は子供たちのためにできることということでスポ少の活動もさせていただいておりますけれども、私にはできない仕事なんです、エアコンの設置については。先生にもできません。これは教育長しか判断できないんですよ。先ほどの検討だけの答弁で本当にいいんですか。

もう一度最後に教育長の心意気、そして思いをお伺いしたいと思います。このエアコンの設置の最後ということですね。よろしくお願ひします。

○教育長（河野正輝君）

中村議員はじめ、地域の皆様方、愛西市の市民の皆様方、ひいては子供たちの思いをしっかりと飲み取って、今後段階的に進めていきたい、そういう道筋を通れればなということを思って

おります。多少時間がかかるかもしれません、そういう思いは強く持っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○3番（中村文武君）

御答弁ありがとうございました。

私も議員としてできることをこれまでやりましたし、また一歩進めないといけないのであれば、また国のはうへも伺いたいと思いますし、市長のはうにも、これはぜひ皆さんとの声ということでしっかりと心に留めていただきて、設置のはうにどんな形でもいいので進めていただきたいなというふうに思います。

そうしましたら、次に子供たちのことということで、佐織庁舎の跡地の公園利用についてお伺いしたいと思います。

今、本当に簡潔な答弁だったんですけども、これは1年前と同じ質問で、1年たって一体どんな具体的な協議をしてきたのか、佐織庁舎が進んでいるのかお伺いしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○市民協働部長（山岸忠則君）

利活用可能な場所の範囲については、津島警察仮庁舎用地として貸し付けた範囲の約2,000平方メートルについて利活用は可能であり、その南は佐織公民館の利用者等が駐車場として利用しているため、共有の駐車場として残す必要があるなど議論しました。

市街化区域であり、駅からも近いため価値の高い土地です。できる限り有効な利活用に向けて、関係課による協議を続けています。以上です。

○3番（中村文武君）

1年前より進んだか、画面を御覧ください。

いろいろ考えた結果、駐車場は公民館のいろんなイベントとか、いろんな地域の方のバス旅行であるとか、子供たちの試合、遠征に行くときの集合場所とか、いろいろ使われているのは分かります。なので、入り口から見ると奥のはうですね。これを拡大しますと、こちらのはう、奉賛会のいろんなイベントをしていただきましたけれども、この辺りは使えるんじゃないかなということまではまとめましたというようなことでしたが、市民の方は本当にここをどうするのかなというところを非常に気にしておりましたし、本当にまちの中心部なので、ここをどう活用するか、価値の高い土地ですと言っていますので、どう活用するかを本当に有効に考えていきたい。そして早く考えていくことを期待したいと思いますが、ここを本当にボールを使える公園にフェンスを造ってやってもらうのか、宅地にするのかということをやっぱり一体的に考えてほしいなと思います。

先ほど教育委員会からも校庭も使えますような話もありましたが、夏休み今、うちの小学校は使えないんですよ。PTAの役員の方も今日傍聴に来ていただいていますけれども、夏休み、結局使えないんです。学校の判断で、熱中症だからという理由で使えないんですよ。こういうこともちゃんと把握していないと思いますし、そういった意味で、やはり地域で遊べる公園は必要だと思うんですけども、今後の進め方、そして関係課による協議を続けていますという

ところですが、どういう方向に向かって進めていくのか、お伺いしたいなと思います。

○市民協働部長（山岸忠則君）

先ほども申しましたが、価値の高い土地でありますので、できる限り有効な利活用に向けて、今後も関係課による協議を続けてまいります。以上です。

○3番（中村文武君）

同じ答弁でございましたが、そういう意味で関係課による協議ということで少し話を膨らませますけれども、やはりまちづくりというのは一体であるべきであって、先ほど去年と違うのは暗渠化という話が出てきました。そうすると、この辺の土地は一体どう有効に使うかで価値が上がってくると思います。いいものをつくれば人が寄ってくるんですね。そういう意味でのまちづくりの話を宅地化を聞いたので、駅での話とはちょっと僕の期待と外れていたんですけども、そういう意味で佐織保育園、去年も同じように一体的に考えてというお話をしましたが、今、佐織保育園の跡地利用について進捗をお伺いします。

○健康子ども部長（人見英樹君）

佐織保育園の跡地利用は未定ですが、旧佐織庁舎跡地とは道路を挟んでいるため、旧庁舎と保育園跡地を一体的な活用とするのか、またそれぞれ個別の跡地利用とするのかの方針等は、今後、関係各課と連携し、並行して考えてまいります。以上です。

○3番（中村文武君）

関係各課というお話でございますけれども、これは本当に一体で考えていくべきであって、どっちを公園にするか、どっちに宅地にするのか、また商業施設なのかとか、いろんな意味があるので、これは本当にまちづくり全体の話です。もう一つは暗渠化という話が出てきて、ここは道路が広がればまた魅力が出るわけで、先ほど道路化の計画はありませんという答弁でしたけれども、これは県は暗渠化を進めているという話を、先ほどの衆議院選挙の中で個人演説会である議員の方が発言もされていますので、地域の方の耳にも少し入っている状況ではございます。そういう声も聞いておりますので、その暗渠化の話、どこまで進んでいるのか、これもお伺いしたいと思います。

○産業建設部長（宮川昌和君）

海部農林水産事務所が地盤沈下対策事業、木曽川用水2期地区で用水路をパイプライン化する予定があるというふうに伺っておりますが、その施工方法とか、あと上部利用の詳細は決まっていないということでございます。なお、西側に併設されている排水路につきましては、用水路のパイプライン化の施行により影響があった場合、現時点では原形復旧する予定というふうに伺っております。

整備内容によっては、歩道での活用など、歩行者のさらなる安全確保につなげられることから、適切なタイミングで関係機関と調整できるよう、引き続き情報収集のほうに努めてまいりたいと思います。以上です。

○3番（中村文武君）

もう一回ちょっと画面を御覧いただきたいんですけども、暗渠化は計画があるということ

で、今、私の聞いている話では、やっぱり工事がすごく大変なので、どうやって通行止めせずに、この交通量の多い道を工事するかということを検討しているというお話は内々聞いてるんですけども、そういった中で、私の行政経験から、県がここまでするなら、市はその上に乗つかって道路を整備していくというのが本当にある意味単独でやるよりかは楽、アロケでも何でもいいと思うんですよ。そういう形で進めていってほしいし、こっちと北側の道路と南側の、本当に見ていただくと分かるんですけど、全然道路幅も変わってくるので、片方だけ、用水路と悪水路のどっちかだけでも蓋がかかって道路にするだけでも、これは歩行者、高校生、結構普通に車道の前を路側帯をばんばん行くんですよ。高齢者も全然通っていますので、今空気接触というのでもこける時代になって、どちらにも、車に過失があるという時代にもなってきていますので、本当に交通量の多いところを何とか情報収集だけじゃなく、こちらから積極的にいかないといけないと思うんですけども、部長の見解をお伺いしたいと思います。

○産業建設部長（宮川昌和君）

こちらは先ほども御答弁させていただいたとおり、都市計画道路佐織津島線でございます。

こちらのほう、都市計画のほうが決定されておりまして、一応そこの中ではたしか20メートルの道路ということでございます。

こちらについて、先ほども御答弁させていただいたように、用水の暗渠化という話は聞いておりますが、そちらについて施工方法、あといつやるかということはやはりまだ決まっていないということでございます。なので、先ほど議員もおっしゃられた同時にということは、私どもも頭の片隅にはございますので、先ほども御答弁させていただいたように、情報収集をしながら、適切な時期にやはり県のほうと話し合いをさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○3番（中村文武君）

この辺の道路につきましては、本当に地域の方、私が住むエリアだけではなく、稻沢の方もそうだと思いますし、もっと西の方には本当に主要道路でありますし、いろんな庁舎が集まっているので、本当にここに対する要望というのは、皆までは言わないまでも、物すごく高いというふうに思っております。

農協前の丁字路、非常に危なく非常に見づらい丁字路になっておりますので、この辺も含めて、高齢化も進んでおります、子供たちも多く通学路として通っております。この辺の道路整備も含めて、まちづくり全体で考えてほしいなというふうに思っております。

そこで、ちょっと画面を見ていただくと、やっぱり市としてイメージ図を出していただきたいんですね。これ、私、A Iでつくってきました。初めてなんですけど、交差点の右側に庁舎と公園、左側に宅地、左下に農協、右下に駐車場というふうにつくってと言ったら、こんなふうに出てきたんですけども、こういうふうに道がきれいになれば、おのずとこの辺りの佐織庁舎付近の価値が上がってくると思うんですよ。

だから、市が宅地化を進めなくても、おのずと民間の分野の支出が、投資が入ってきて勝手にこうなるんじゃないかというようなところで、お金を余りかけずに人口が増えるんじゃない

かなというふうに思っていますので、やはりここは公園も含めて、右上、公園ちょっとどこか行っちゃいましたけれども、公園も含めて子供たちが安心して遊べるところがあれば、必ず人は増えてくると思いますし、愛西市の持続可能な姿になっていくと思いますので、この辺は本当に跡地利用、そして保育園、そして暗渠化のところの、併せて道路整備というところも一体的に考えていただきたいなというふうに思っております。

まちづくり、4駅を中心に進めていただいておりますが、やっぱり駅周辺だけじゃなくて、本当に愛西市全体を考えていただきたいといけないという課題もあります。私からもう一つ聞きたいのは、やはり今、農業もやっていますけれども、耕作放棄地が非常に多いと。畠の担い手が非常に少ない。そうすると、産廃やいろいろな施設が入ってきて、かなり地域の維持が難しくなってくるところがあると思います。農業の話もそうですけれども、そのためには人が住んでいただかないといけないということになりますので、4駅プラス八開・立田地区、本当に人口が今、佐織地区や名古屋、いろいろなところに、佐屋地区に吸収されていくような時代になってまいりました。その八開・立田地区のほうで、私も地区計画等いろいろ勉強しているので、駅周辺だけじゃなくて、集落維持機能型の地区計画というのがつくれるんですよ。そういう形で地区計画さえ決めてしまえば、これもまた民間の投資も入ってくると思うので、その辺も今、4駅の駅周辺のまちづくりだけじゃなくて、例えば八開庁舎の周り、立田中学校の周り、学校とか庁舎周りのところに地区計画1ヘクタールぐらいをつくって、そして民間の方どうぞというような制度もあるので、その辺を進めてほしいんですけども、そういう計画、マスタープランはいかがなものかお伺いしたいと思います。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、本市の土地利用計画ということで御答弁をさせていただきたいと思います。

本市の土地利用計画でございますが、愛知県により市域の約5%が市街化区域に指定されておりまして、鉄道駅を拠点に住宅や生活サービス施設等がコンパクトにまとまった市街地が形成されておりますけれども、市域の残りの約95%につきましては、市街化を抑制する市街化調整区域に指定されており、愛知県による農地転用許可基準や、あと開発建築許可基準などの厳しい規制の下、新たな住宅の建築等が制限されることにより、農地及び緑地の保全が図られています。

こうした状況の中、今後のさらなる人口減少、あと少子高齢化社会の到来を踏まえまして、愛西市都市計画マスタープランの土地利用計画に基づきまして、既存市街地を維持しながらも、鉄道駅を拠点に高齢者や子育て世代をはじめ、誰もが買物、あと医療、福祉、行政など日常的な生活サービスを身近に受けることができる集約型都市構造への緩やかな転換を進めていきたいというふうに考えております。その実現のために、優先的に市街地整備の検討を進めるべき拠点に設定をいたしました鉄道駅周辺部の市街化調整区域において増加傾向にあります、本市の世帯数に対応するために、市街化区域への編入を見据えました地権者及び地域住民等の主体的なまちづくりにより、良好な居住環境の形成に努めつつ、都市機能の集約を行い、人口密度の維持を図ってまいりたいと考えております。

一方で、先ほどの市西部を中心に広がります立田地区、八開地区を含めました市街化調整区域につきましては、優良農地の保全に努めつつ、地域の実情に応じ、地区計画制度をはじめ都市計画法の開発許可基準による適切な土地利用方針を研究し、既存集落における居住環境の改善や活性化、人口の維持に努めてまいりたいというふうに思います。以上です。

○3番（中村文武君）

ありがとうございます。

それでは最後、学力テストについて要望ということで、これについては本当に生きる力をつけていただきたいので、子供の基礎学力と、そして知的や発達障害、グレーゾーンと言われる方々が大人になってから計算でだまされないようにとか、そういう力をつけていただきたいのと、その取組を進めてほしいなということを要望します。

そして最後に、残り時間で市長のほうに、例えばエアコン設置であるとか、ボールを使う公園、子供たちのために予算を使ってほしいなというふうにお伺いします。未来を担う子供たちのために予算を使わないことには持続可能なものにもなっていきませんし、そこの支持を失えば、やはりこの地域は廃れていくというふうには私は危機感を持っておりますので、その点も踏まえまして、市長の御見解、そして思いを聞かせいただきたいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

○市長（日永貴章君）

それでは私から、私の考え方ということで、思いということでお答えをさせていただきたいと思います。

子供たちのためにいろいろな様々な施策を進めていきたいという思いは、私も同様に思っております。当然、子供たちは愛西市に住む子供たちだけではなく、愛知県、そして国においてしっかりと施策を進めていくべきだというふうに考えております。

先ほど来答弁がありましたけれども、県下でもまだ小学校、中学校にエアコン設置がされていない自治体も多くあります。先日だと一宮市さんがこれから中学校の体育館にエアコン設置を進めていくというような状況も新聞報道でなされております。こういう状況を見ますと、やはり国においてしっかりとこういった対策を、予算をつけていただく、しかも交付税算定ではなく、着実に補助金なり全額国でもって整備をしていただくべきだというふうに私は思っておりますので、中村議員さんたちと一緒に要望活動もさせていただきましたが、もっと議員の方々におかれましても、国に対して強く要望していただいて、国でやっていただくべきだというふうに思っております。

また、国におきましては、要望、我々が設置するといつても補助率満額くれることはなかなか少ないわけでございますので、それがアッパーということでございますので、予算をつけていただきたいというふうに思っております。

また、ボールを使えるということでございますけれども、近年は外での活動自体がもう難しいということでございますので、やはりそういったことをしっかりと加味しなければなりませんし、今市で取り組んでいる状況につきましては、昭和50年代に都市計画決定されたものを、

徐々に市といたしましては関係機関との関係を保ちつつ、指導をいただきながら一歩ずつ解決をしているという状況でございますので、やはり一気に全てをやるということはなかなか難しいというふうに思っておりますし、やはりそこに関係する地権者や地域の方々の御理解をいただきながら進めていくことが非常に大切だというふうに思っておりますので、御理解と御支援をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○3番（中村文武君）

ありがとうございます。

○議長（近藤　武君）

3番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時25分といたします。

午前10時17分　休憩

午前10時25分　再開

○議長（近藤　武君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位2番の14番・佐藤信男議員の質問を許します。

佐藤信男議員。

○14番（佐藤信男君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、市役所の開庁時間の変更についてと、佐屋中学校、佐屋小学校の適正規模と老朽化対策についてお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

最初に、開庁時間の変更についてです。

本年6月議会における市長の所信表明において、本市の財政状況に触れ、現状は人件費や扶助費といった義務的経費が増加し、単年度の歳入では歳出を賄うことができなく、多額の基金取崩しに依存する厳しい財政状況の説明がありました。

そのため、歳入面では、国や県の補助金などの財源確保に一層努め、市の自主財源の充実強化につながる取組に邁進することでした。歳出面においては、各種事務事業、サービスの検証、見直しを行い、市の歳入規模に見合った健全な行財政運営に努めることでした。それと同時に、総合計画を強力に推し進めるために、行政運営の基盤となる行政改革の取組が非常に重要であると強調されておりました。今後も愛西市は、持続可能な地方自治体としての役割と責任を果たすために、健全な財政運営を目指し、不断の行政改革に取り組むことでした。特に、職員の長時間労働の是正や柔軟な働きができる環境整備を進めることにより、業務の効率化や能力開発に努めてまいりますとのことでした。

その後、市長への所信表明を問うということで、新政クラブを代表して質問をさせていただきました。具体的にどのように取り組まれるのかとお伺いしたところ、職員の環境整備の関係で、各自治体では職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図り、市民サービスの質の向上につなげるため、仕事と生活の両立を目指した環境整備の取組を進めているとのことでした。本

市の現状は、業務や行政課題が年々増加をしており、そしてまた複雑化しており、仕事上の責任を果たしながら子育てや介護、地域の活動、自己研さんなどに取り組む時間の確保が厳しい状況であるため、環境整備を進める施策の一つとして、愛知県内の複数の市町村で既に実施または試行的に実施されている開庁時間の短縮を本市においても導入していきたく、導入するに当たり、職員の勤務時間は変更せずに開庁時間を短縮することにより、開庁時間内に効率的に業務を進め、業務改善や連携強化に取り組み、意識的に時間を確保するため、まずは開庁時間内を利用して、行政課題の解決に向け、職員間での議論を活発化につなぎ、意識改革や業務の効率化、組織の機能強化を図ることで、より効率的で効果的な行政運営を実現したいとの考えでした。ただ、この開庁時間の短縮に当たり、電子申請による手続の推進や休日の窓口開設を行うとともに、職員体制や業務効率の見直しを総合的に推進していくかなければならないとも考えている、こんな答弁内容でした。

そこでお尋ねいたします。

職員の勤務時間は変更せずに開庁時間を短縮し、職員は開庁時間内に効率的に業務を進め、業務改善や連携強化に取り組み、意識的に時間を確保することと答弁がありました。また、報道でも、近隣市の一宮市が窓口受付時間を10月から変更することとしたとの記事もありました。そこで、本市における開庁時間の変更についてのその後の検討状況についてお伺いいたします。

次に、佐屋中学校、佐屋小学校の適正規模と老朽化対策についてです。

今、日本の経済が大きな転換期を迎えております。場合によっては日本の政治も大きく転換する時期を迎えているかもしれません。教育についても大きな転換期間であると感じます。なぜなら、それは自分たちが住んでいる社会が大きく変わっているからです。

総務省統計局によると、日本の総人口は平成20年に約1億2,800万人となり、ピークに達しました。平成23年以降は減少し続けており、全国的に少子化が進行し、多くの小・中学校で小規模化が進んでおり、愛西市でも児童・生徒数は年々減少傾向にあるのが現状です。このままだと、将来的に教育環境への様々な課題が生じることが懸念されています。

また、生活環境が大きく変化ってきており、インターネットをはじめとした情報通信技術の進展などによりグローバル化が進展する社会では、自らとは異なる文化や歴史に立脚する人々と共に存していく必要があります。このような時代において、これから子供たちに必要となるのは、自らの課題を見つけ、自らが学び、自らが考え、主体的に判断し行動し、問題を解決する能力や、他人と共に協調し思いやる人間性等とされています。

次に、環境でなく国の法律も変わってきています。

平成18年に教育基本法が改正され、平成19年に学校教育法が改正されたのです。これらの教育基本法、学校教育法によれば、学校では児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれています。このことから、平成27年に公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を国が策定し、平成31年に学習指導要領が改正されています。

この間においても、本市では、小・中学校の適正規模や老朽化対策の検討や見直しが続けられ、最近の状況では、令和4年7月から9月まで、愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会を設置し、検討協議会より教育委員会へ愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画の協議会案が提出されました。

また、同年10月から令和5年2月まで、各地区の有識者、保護者代表、総代の方々を含めた愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策地区検討協議会を設置し、通学方法や地区に応じた実情に関する様々なことを検討されました。

さらに、地区検討協議会と並行し、小中学校適正規模等並びに老朽化対策について周知するために、立田・八開地区の保護者を対象とした説明会を実施しました。そして、同年3月に愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画素案を策定し、佐屋、立田、八開、佐織地区の住民の方々に向けて地区説明会を実施しました。こんな経緯が、愛西市立小中学校適正規模並びに老朽化対策基本計画などにも掲載されております。

学校規模は、学級数に応じて分類されます。市の学校適正規模の基準により、今後の見込みとして、令和11年度には適正規模校は佐屋小学校と佐屋中学校だと見込まれています。それで、今回は佐屋中学校と佐屋小学校を中心に順次質問をしたいと思います。

まず、小規模小・中学校の抱える課題とはどんなことがありますか。中学校から着手することですが、理由は何ですか。中学校の統廃合のメリットについてお伺いします。

では次に、学校施設の老朽化について進めます。

基本計画によると、学校施設の構造はほとんどが鉄筋コンクリート造りであり、建築年数は昭和40年代から50年代に集中しております。令和5年度現在で、市内の小・中学校18校中10校、50年以上経過している校舎があり、全体の半数を上回っています。そのため、多くの学校施設は雨漏りや外壁の剥離等といった問題が生じております。それに加え、ICT教育の推進や特別支援教育の充実等の現代社会に沿った教育環境に対応する機能が求められていますが、市内の学校施設では必要な機能が全て備わっているとは言えません。18校と対象校が非常に多いため、早急に必要な調査を実施し、学校適正化規模の検討と併せ、効率的に進める必要があります。具体的には、老朽化に対する提言がなされ進められていますが、5つの提言とはどんな内容ですか、お伺いいたします。

以上を総括質問いたします。御答弁をよろしくお願ひいたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、大項目1点目、開庁時間の変更の検討状況について御答弁をさせていただきます。

本市では、行政課題の解決に向けた職員間での議論の活性化、意識改革や業務の効率化による組織の機能強化、職員の長時間労働の是正等、働き方改革を推進するため、令和7年12月1日から現在の窓口受付時間、午前8時30分から午後5時15分までを午前9時から午後4時までに変更するように進めており、現在、施設管理やDX推進等について関係課と調整を行っているところでございます。以上です。

○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目2点目、佐屋中学校、佐屋小学校の適正規模と老朽化対策についてに係る小規模小・中学校の抱える課題について御答弁させていただきます。

小規模小・中学校に共通して見られる課題として、令和4年6月の愛西市立小中学校適正規模等基本方針の改定に際し、文部科学省が策定した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を参考に、児童・生徒の学習生活面では、多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れる場面が少なく、お互いを励まし高め合う機会が得にくい。クラス替えがないため仲間関係が変わらない、意見の交換が少なく協働的な学びの実現が困難となるなどの傾向が見られるとされております。

また、学校運営面では、男女比の偏りが生じやすい、PTAや地域への負担が大きくなる、教員個人への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより学校経営が不安定になったりする可能性があるなどの傾向が見られるとされております。

続きまして、中学校から適正化を進める理由についてですが、小規模中学校に共通して見られる課題として、生徒の学習、生活面では、進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある、集団の中での自己主張や他者を尊重する経験が積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい、グループワークやディベート等のアクティブ・ラーニングの効果的な実践が困難になるなどの傾向が見られるとされております。

また、学校運営面では、教科ごとの専任科目の教職員の人数が足りない、経験年数、専門性、男女比などバランスの取れた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となるなどの傾向が見られるとされております。

教育委員会では、小規模校には利点と課題がともにありますが、とりわけ中学校では課題が多く見られる傾向があり、発達段階に応じた社会性や自己肯定感が獲得できるように、中学校の適正規模化を優先して取り組んでいるところです。

続きまして、中学校の適正化におけるメリットについてですが、教育委員会としましては、教科専門の正規教員をそろえることができる、効果的な学びの展開が期待できる、社会性を育む機会を設けることができるといった3つの点で大きな効果が期待できると考えます。

1点目の教科専門の正規教員をそろえることができるにつきましては、中学校では各学年でそれぞれ9教科あり、学校規模が小さくなりますと、各教科に正規教員がそろわない可能性があります。学校規模を適正化し、教科ごとに複数の教員配置がされることにより、学習指導や学習内容の充実、生徒と教員とのコミュニケーションの向上が図られ、生徒の能力をより引き出すことにつながることが期待できます。

2点目の効果的な学びの展開が期待できるにつきましては、生徒が自ら課題を見つけ、主体的に学び合い、生徒同士、生徒と教師が協力し、対話を通じて様々な視点で考えを深めていく主体的、対話的な学習形態を効果的に行っていくためには、一定規模の生徒数が必要となります。学校規模の適正化により、多様な意見に触れて考える機会が増えるだけではなく、クラス替えによって新たな交流が生まれ、学習活動の内容によってはクラスを超えた集団を編成した

りできるようになり、生徒たちにより効果的な学びを展開できることが期待できます。

3点目の社会性を育む機会を設けることができるにつきましては、子供たちは学級活動や学級の中の班活動、学校行事、部活動など様々な集団活動の中で社会性を学んでいきます。学校規模を適正化し、生徒は多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、競い合う機会が多くなることにより、問題を解決していく力や人間関係を築く力を育て、社会性や規範意識を身につけていくことが期待できます。

続きまして、老朽化に対する5つの提言の内容についてですが、令和4年3月に愛西市小中学校施設老朽化対策検討委員会から学校施設全体に向けた提言として、1点目は、校舎の安全性を確認し、老朽化対策事業の実施時期と内容を決めるために、構造躯体の専門的な劣化状況調査を行い、その結果に基づいて老朽化対策事業を実施する。

2点目は、校舎を健全な状態で長く使用し、市全体の中長期コストを抑えるために、外壁や屋上等の定期的な予防改修事業を実施する。

3点目は、学校校舎の多くが昭和40年代から50年代に整備されており、多様な教育方法や学習活動を自由に展開できるように、現在の学校機能に必要な環境整備の推進と既存施設の有効活用について検討する。

4点目は、躯体の保全、衛生面での管理、電気機械設備の保守、水道料金など多額の費用がかかる学校のプールの今後の在り方について早急に検討する。

5点目は、老朽化が著しく、安全性に疑問がある屋外避難階段を設置基準や各種法令に照らして設備の必要性を検討し、撤去または大規模修繕、長寿化などの対策を実施すると示されました。以上でございます。

○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

では、順次再質問に移らせていただきます。

先に、市役所の開庁時間の変更についてから進めさせていただきます。

開庁時間変更の対象施設はどの施設か、お伺いいたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

市役所、立田支所、八開支所、佐織支所、佐屋保健センターが対象です。その他の施設については、これまでどおりの開庁時間となります。以上です。

○14番（佐藤信男君）

では、開庁時間変更の対象施設はどのように決めたのか、お伺いいたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

窓口の受付業務を行う施設を中心に、既に実施している自治体を参考に決めております。

保育園や公民館等の施設については、それぞれ条例で使用時間が決められておりますので、対象施設にはしておりません。以上です。

○14番（佐藤信男君）

では、職員の勤務時間は変更になるのか、改めてお伺いいたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

職員の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分で、変更はありません。以上です。

○14番（佐藤信男君）

では、電話の対応時間帯はどうなるのか、お伺いいたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

各所属へのダイヤルインは、窓口受付時間に合わせて午前9時から午後4時までとし、それ以降は代表電話の対応となり、各課に外線を取り次ぐことになります。以上です。

○14番（佐藤信男君）

会計室の支払時間帯はどのようになるのか、お伺いいたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

窓口の受付時間と同様、午前9時から午後4時までとなります。

○14番（佐藤信男君）

電子申請があまり進んでいない状況での開庁時間短縮は理解が難しいのではないかと考えますが、お伺いをいたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

本市での電子申請の取組として、国が進めるぴったりサービスと県が進めるあいち電子申請届出システムがあり、電子申請を積極的に活用いただけるよう、申請手続の充実、利便性の向上に努めてまいります。

また、住民票や印鑑登録証明書の発行についてはコンビニ交付を行っており、来庁を要するサービスとの差別化を図り、窓口全体の待ち時間の削減を目指すため、引き続き周知を図ってまいります。以上です。

○14番（佐藤信男君）

今までの答弁をお伺いしていますと、住民サービスの低下にならないのか、お伺いいたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

1時間ごとの市役所来庁者数を分析したところ、約86%の方が午前9時から午後4時までに来庁しているといった結果となりました。電子申請手続の充実、利便性の向上により、来庁を要しない手続の拡充、待ち時間の短縮等を進めてまいります。以上です。

○14番（佐藤信男君）

それでは、他団体の状況についてお伺いいたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

9月1日時点で本市が把握している愛知県下の自治体の窓口受付時間の短縮状況ですが、11自治体で導入または導入予定となっております。そのうち、近隣市の状況について、自治体名、窓口受付時間の変更時期、窓口受付時間を順次お答えさせていただきます。

初めに江南市、令和7年10月から9時から16時、次に一宮市、令和7年10月から9時から17時、犬山市、令和7年12月から9時から16時、あま市、令和8年1月から9時から16時。以上

となっております。

○14番（佐藤信男君）

近隣でもいろいろなことをやってみるということがよく分かりましたけど、そもそも開庁時間変更の本来の目的を再度お伺いいたします。よろしくお願いします。

○企画政策部長（西川 稔君）

受付した書類の処理や収納金の確認等、これまで閉庁後に行なうことが多かった業務を勤務時間内に行なうことで、職員全体の早期退庁を推進し、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革につなげたいと考えております。

また、窓口受付時間変更により創出された時間を活用し、情報共有や業務、政策課題の解決に努めてまいります。以上です。

○14番（佐藤信男君）

それでは、周知はどのように行なうか、お伺いいたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

今月から庁舎内に掲示を行い、広報では10月号から周知を行います。また、市公式LINEやインスタグラム等でも発信し、周知を行ってまいります。以上です。

○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

周知を徹底し、市民の方には本来の趣旨を御理解いただき、スムーズに進めていただくことをお願いし、次に進みます。

佐屋中学校、佐屋小学校の適正規模と老朽化対策についてです。

適正な規模等の検討や老朽化対策を進めるに当たり、準備委員会を設置したことですが、どんなメンバーなのかお伺いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

第1期愛西市小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画における、現在の佐屋中学校の場所に、現在の立田中学校区と佐屋中学校区の全部を一つの学区とする新たな中学校を配置するA中学校（仮称）、現在の佐織西中学校の場所に、現在の八開中学校区と佐織西中学校区の全部を一つの学区とする新たな中学校を配置するB中学校（仮称）及び佐屋小学校の老朽化対策に係る取組として準備委員会を設置しております。

準備委員会は、学校再編に取り組んだ他自治体を参考に、有識者、自治会代表者、学校評議員、保護者、校長、公募委員により構成しております。以上でございます。

○14番（佐藤信男君）

それでは、準備委員会では主にどんなことを協議、検討するのか、お伺いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

準備委員会では、教育計画、学校運営等に関することや学校施設、通学路等に関する事項、地域課題等に関する事項、その他施策の実現に向けて必要な事項に関する事項について協議していただいております。以上でございます。

○14番（佐藤信男君）

では、具体的に教育計画、学校運営に関する事とは何ですか。

次に、学校施設、通学路等に関する事とはどんな事ですか。また、地域課題に関する事とは何ですか。それをお伺いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

教育計画、学校運営に関する事につきましては、教育活動を通じて達成したい目標や、どのような生徒を育していくかなどを示す教育目標や、教育目標を達成するために学校を運営する上での大本となる理念を示す経営方針、その他学校運営機構、指導計画や行事予定、評価基準、学校名や校歌、生徒会、生徒交流活動などについて協議していただいております。

次に、学校施設、通学路等に関する事につきましては、学校内に必要な設備、機能や教室の配置、必要備品の確認、駐車場の整備、通学路の安全性の確保、スクールバスの検討などについて協議していただいております。

次に、地域課題に関する事につきましては、学校行事と地域行事の連携や学校行事への地域住民の参加、体験活動、出前授業、コミュニティ・スクール、PTAの在り方、災害時の対応、防災機能の強化などについて協議していただいております。以上でございます。

○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

では、老朽化対策に関する事では、老朽化対策検討委員会より提出された老朽化対策提言書を基に、最も深刻な老朽化の状態である佐屋中学校を優先的に対応するとの表記がありましたが、どのように施設や設備面の対応をするのか、また機能面についてはどのように進めるのか、お伺いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

第1期基本計画におけるA中学校（仮称）並びにB中学校（仮称）の取組につきましては、教育委員会として優先順位は設けておりません。

なお、学校適正化に係る該当校の校舎におきまして、最も古い校舎の建築年は佐屋中学校が昭和46年、立田中学校が昭和45年、八開中学校が昭和50年、佐織西中学校が昭和55年であることから、老朽化の状態を考慮する必要があるとは考えております。

A中学校（仮称）の取組を進める上において、佐屋中学校施設がA中学校（仮称）施設として利活用できるかを判断するために、健全性及び耐力性の調査を計画しております。調査結果を踏まえまして、施設、設備及び機能の両面から老朽化対策及び適正化を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○14番（佐藤信男君）

将来的に長く適正規模校を実現するために、佐屋中学校と立田中学校を統合し、佐屋中学校に配置することですが、具体的に佐屋中学校についてお尋ねします。

施設整備の手法、学区、通学、交流、準備について、その内容についてお伺いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

施設整備につきましては、学校施設に係る健全性や耐力性の調査結果を踏まえて手法を検討いたします。学区や通学、交流、準備につきましては、令和6年度における準備委員会において検討項目の洗い出しを行い、令和7年度から検討を開始している状況でございます。以上でございます。

○14番（佐藤信男君）

では、佐屋小学校に関しても、検討委員会によると、学校規模を考慮して改築計画、つまり新築計画の策定を実施するとの提言で、南校舎は建築から60年ほどになり、児童数を注視し、校舎の面積を検討し、速やかに老朽化対策を実施する必要があるとしています。

佐屋小学校についての施設整備の手法や準備についてお伺いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

令和7年度当初予算において議会でお認めいただいた佐屋小学校老朽化対策基本計画等策定業務において、基本構想、基本計画の策定に取り組んでおります。

基本構想では、改築もしくは大規模改修による老朽化対策の全体ビジョンを決定します。基本計画では、改築の場合において、校舎等の配置や機能、測量、全体スケジュールなどを概括的に決定します。

また、大規模改修の場合においては、改修が必要な設備の調査や全体スケジュールなどを概括的に決定します。以上でございます。

○14番（佐藤信男君）

では次に、学校施設の整備状況についてお伺いいたします。

調査はどんな調査を行う予定ですか。また、それぞれ調査の内容をお伺いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

学校施設の整備に向けた調査は、必要に応じて健全度調査、耐力度調査、基本調査の3種類を行います。

健全度調査は、構造躯体の健全性と躯体以外の劣化状況等を調査し、老朽化状況を把握するために行います。耐力度調査は、建物の構造耐力、経年による耐力、機能の低下、立地条件による影響を総合的に調査し、改築の必要性を判断するために行います。なお、施設の整備に際して、文部科学省の交付金を活用する要件となります。

基本調査は、土地の測量や地質調査、関連法令など、施設を改築または改修する際に必要な事項を調査します。以上でございます。

○14番（佐藤信男君）

では、佐屋中学校の調査状況についてお尋ねします。

それぞれどの程度進んでいるのか、お伺いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

平成30年度に佐屋中学校健全度調査を実施しました。耐力度調査及び基本調査につきましては実施していないため、計画しているところでございます。以上でございます。

○14番（佐藤信男君）

では、佐屋小学校の調査の進捗状況をそれぞれお伺いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

健全度調査と耐力度調査を合わせた佐屋小学校施設健全度調査業務を令和5年から令和6年にかけて実施しました。基本調査は、佐屋小学校老朽化対策基本計画等策定業務の中で実施します。以上でございます。

○14番（佐藤信男君）

それでは、検討部会を新たに設置されたとのことですが、検討部会の検討内容についてお伺いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

A中学校（仮称）並びにB中学校（仮称）には、教育・学校運営部会、施設・通学路部会及び地域課題部会を、佐屋小学校準備委員会には施設・通学路部会と地域課題部会を設置しています。

教育・学校運営部会では、学校を経営していく上で必要となる事項について、施設・通学路部会では、子供たちが毎日学び生活する中学校について、及び子供たちが安全に安心して通学できる手法について、地域課題部会では、地域に必要とされ、地域に存在し続ける学校についてを検討していただいている。以上でございます。

○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

それでは、佐屋小学校の準備委員会の検討部会の進捗状況についてお伺いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

令和6年度は施設・通学路部会、地域課題部会ともに各1回開催し、学校施設に必要な設備や機能、現状の課題について協議していただきました。

令和7年度は8月25日に施設・通学路部会を開催し、多種多様な教育活動、教職員と児童が豊かな学習・生活空間の場となるよう、またゆとりと潤いの場となるよう居心地のよい学校施設という観点から、改築または改修について協議していただきました。また、8月21日に地域課題部会を開催し、地域の拠点としての学校という観点から、改築または改修について協議していただきました。以上でございます。

○14番（佐藤信男君）

では次に、佐屋中学校の準備委員会の検討部会の進捗状況についてお伺いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

令和6年度は教育・学校運営部会、施設・通学路部会、地域課題部会ともに各1回開催し、それぞれの検討内容に沿った学校創設までに決定すべき事項をまとめた進行計画表の作成について協議していただきました。

令和7年度は3部会ともに11月に開催を予定しております。以上でございます。

○14番（佐藤信男君）

では、佐屋小学校の老朽化対策基本計画の策定業務で2,410万円の予算が組まれていました

が、内容は校舎等の配置計画やスケジュール、基本的な計画を作成するということでしたが、進捗状況についてお伺いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

佐屋小学校老朽化対策基本計画等策定業務では、基本構想、基本計画の策定に取り組んでおります。

基本構想では、改築もしくは大規模改修による老朽化対策の全体ビジョンを決定します。基本計画では、改築の場合において、校舎等の配置や機能、測量、全体スケジュールなどを概括的に決定します。また、大規模改修の場合においては、改修が必要な設備の調査や全体スケジュールなどを概括的に決定します。

現在は、受託業者から基本構想、基本計画の骨子案の提示を待っている状況でございます。以上でございます。

○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

今回は佐屋中学校、佐屋小学校を中心に、愛西市の小中学校適正規模並びに老朽化対策基本計画を中心に質問を進めさせていただきました。

佐屋中学校、佐屋小学校は、市内全体の小・中学校の中で老朽化が進んでいる学校で、老朽化対策に関する提言書の中では一番古い区分に分類され、学校規模を考慮して改築、つまり当初の新築計画の策定を早急に実施することと提言され、その結果を考慮し、現在進められています。

ただ、今の状況ですと、いつになったら完成するんだろうと不安に思う人もいるのではないかでしょうか。私の記憶では、佐屋小学校に在籍しているときに木造校舎から新たに現在の鉄筋校舎が新築されました。短い期間ではありましたが、ぴかぴかの校舎で学んだ記憶があります。佐屋中学校、佐屋小学校とも思い出深いものがあります。

しかし、時代の流れに逆らうことはできないと理解しております。画像のほうにもありますけれど、今から5年ほど前にもこういった質問をさせていただきました。佐屋中学校、佐屋小学校の校舎の老朽化対策に対しましては、学校規模や将来的なことを総合的に勘案すれば、改築、つまり昔の表現でいえば新築が適切であると判断しますが、どうお考えかお伺いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

基本構想では、改築もしくは大規模改修による老朽化対策の全体ビジョンを決定いたします。A中学校（仮称）準備委員会並びに佐屋小学校準備委員会における協議結果等を踏まえ、まずは教育委員会として判断していくきたいと考えております。以上でございます。

○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

一刻も早い工事の着手をお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（近藤 武君）

14番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時20分といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位3番の16番・山岡幹雄議員の質問を許します。

山岡幹雄議員。

○16番（山岡幹雄君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をします。

今回の質問は、異常気象、総代制度、市街化区域について質問します。

今日、中村議員も質問されました。同類のことが結構ありますので御答弁のほうをよろしくお願いします。

近年、気象温暖化の影響により、全国的に熱中症による健康被害が深刻化しております。特に高齢者、乳幼児、基礎疾患を持つ人々は熱中症のリスクが高く、適切な対策が求められています。熱中症警戒アラートが発令された際には不要不急の外出を避けることが推奨されていますが、公共施設の中には市民生活の不可欠な機能を持つものも存在します。

現在、愛西市における熱中症警戒アラート発令時の公共施設の利用対応マニュアルがあるか、お尋ねいたします。

市の異常気象の防災対策についてもお尋ねします。

令和7年7月17日の大雨で住宅が水につかるなど被害が出た愛知県津島市の商店街では、店の人たちが使えなくなった食材を廃棄するなど後片づけに追われております。こういう報道が出ておりました。東海地方では17日、お隣の三重県桑名市で昼過ぎまでの3時間に降った雨の量が統計開始以来最多となるなど各地で大雨となり、津島市でも複数の住宅や店舗が水につかる被害が出ましたと報道がありました。

津島市で発生した冠水被害報道について、市としてどのように認識しているか、また、その日の豪雨により市内の被害があれば教えてください。

次に、総代制度についてお尋ねいたします。

愛西市には、地域住民の代表として、市と住民を結ぶ役割を担う総代制度が存在します。市は総代にどのようなお願いをしているかお尋ねします。

近年、総代の成り手不足や高齢化、役割の形骸化などは指摘されており、制度の在り方について見直しの必要性が高まっております。

そこで、市における総代制度の組織の現状、総代と副総代の数、総代と副総代1人だけの地区的数と問題点がありましたら教えてください。

最後に、市の市街化区域編入計画についてお聞きします。

本市の市街化区域は315ヘクタールで、市の面積の約5%であります。住宅や生活サービス

施設のコンパクトにまとまった市街地を形成しています。今後さらなる人口減少や高齢化が進行しております。

津島市においては、名鉄藤浪駅南側35ヘクタールを市街化区域に編入を開始しました。開始したというか調査を始められました。このようなことで、市の計画の現状を教えてください。

以上で総括質問とさせていただきますので、御答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

○健康子ども部長（人見英樹君）

私からは、大項目1点目、熱中症警戒アラート時の公共施設の利用対応マニュアルについて御答弁申し上げます。

気温が著しく高くなることで健康に被害が生じるおそれがある場合に、熱中症の危険性に対する気づきを促すため、熱中症警戒アラートが発表されます。気をつけなければならぬ点として、暑さから自分の身を守るため、エアコン等により涼しい環境で過ごすこと、小まめな休憩や水分補給、塩分補給をすること、高齢者、乳幼児等の方には特に注意し、周囲も声かけをすることなどが示されています。

本市では、公共施設の利用に関する熱中症対策のためのマニュアルは近隣市町同様にありませんが、全国的に多数回の熱中症警戒アラートが発令され、厳しい暑さが続く中、熱中症の危険性は高まっていることを踏まえ、クーリングシェルターの設置及び周知を行い、熱中症予防につながる公共施設の環境維持に努めています。

私からは以上です。

○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、津島市で発生した冠水被害報道について、愛西市としてどのように認識しているかについて御答弁をさせていただきます。

東海地方が非常に激しい雨に見舞われた7月17日は、尾張西部の津島市や稻沢市など各地で道路が冠水し、床下浸水などの被害が発生しました。愛西市江西町に設置されている愛西地域気象観測所の降水量の計測では、午前11時から6時間の降水量は146.5ミリ、また津島市では同じ時間帯の降水量は141ミリとなっております。なお、愛西市の7月の平均降水量が223.5ミリであることから、7月の降水量の約3分の2が6時間で降ったことになります。

津島市内では9か所で道路の通行止めが発生し、名鉄津島駅周辺は一帯が水没しとなり、津島駅東側は津島市役所近くまで1キロ近くに及び、深いところで大人の膝まで冠水しました。本市においても冠水が発生し、職員がその対応に追われました。

本市と津島市の被害状況を比較分析しますと、冠水は両市のどちらも住宅密集地に冠水が発生したと推測します。また、冠水範囲や浸水の被害状況の大きな要因について、本市には雨水を一時的にためることができる農地が多く、その周辺には雨水等を排水する排水路や排水機場が整備されており、それらの施設が十分に機能したと考えられます。

続きまして、愛西市の被害状況についてです。

集中豪雨による本市の道路冠水被害は26か所でした。また、学校施設では市江小学校を除く17の小・中学校で雨漏りの被害があり、佐屋小学校と佐屋中学校では浸水の被害が2か所、下

水道施設では4か所の異常連絡が発生しました。以上です。

○市民協働部長（山岸忠則君）

大項目2点目の総代制度についてです。

総代の役割と活動状況につきましては、総代は市政の円滑な運営と地域との連絡及び協調を図るため、愛西市総代の設置に関する条例に基づいて委嘱しています。また、市は総代との間で行政事務委託契約を交わし、各種業務を委託しています。

委託内容は、1. 広報等の配付及び文書の回覧に関すること、2. 行政との連携に必要な調査・事務に関すること、3. その他市民との連絡等の業務に関することとしています。

各総代へは、委託内容に基づき、総代会への出席、市から委託する各業務についての取りまとめ等を行っていただき、広報等配付業務、地域内の道路や水路維持に関する要望取りまとめ、ごみ集積場所の管理、地域に関する問合せの対応等を行っていただいております。いずれも重要な役割を果たしていただいていると認識しております。

次に、総代制度の組織の現状についてです。

総代と副総代の数、総代と副総代1人だけの地区の数でございますが、総代は条例に基づいて市内67町から1人ずつ推薦され、委嘱させていただいております。副総代については条例上の規定はありませんが、任意の届出で副総代として196人の方を把握しております。そのうち総代及び副総代が各1人だけの地区は26町です。

問題点については、高齢化などによる役員の成り手不足、広報配付、連絡調整に関する業務負担が大きいなど伺っております。以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは大項目3点目、市街化区域についてということで御答弁したいと思います。

市街化区域編入計画の現状でございますが、本市は市町村合併以前より、都市計画法に基づき市域の大半が市街化を抑制する市街化調整区域に指定され、厳しい建築制限の下、農地の無秩序な開発を抑制し、住環境の維持に努めています。

市町村合併以降は本格的な人口減少、少子高齢化社会の到来に対応するために、交通結節点の機能強化として、平成25年度に合併以前より取り組んでおりました勝幡駅周辺整備事業、令和6年度に藤浪駅前広場改修工事を完了し、現在、昭和53年に駅前広場として都市計画決定されたものの今まで取組がなかった名鉄佐屋駅周辺において、駅前ロータリーや新たなアクセス道路等の整備に向け事業を進めている状況でございます。

こうした状況の中、令和2年度に本市が長年抱えていた市街化区域編入に向けた課題の中の一つが解消したことにより、県、担当部局の協力も得て新たなまちづくり施策が可能となり、市内の鉄道駅周辺における新たな住環境エリアの創出に向け、令和5年度より市街地整備事業に着手をいたしました。

令和3年3月策定の愛西市都市計画マスタープランの都市利用計画では、鉄道駅周辺に定められた市街化区域に連帶する地域を、将来的に市街化区域への編入を検討する市街地近郊地に位置づけ、今後も想定される世帯数の増加分については、市街地近郊地に都市基盤を整えつつ

誘導することを検討するとしております。

このような経緯から、令和5年度に鉄道駅周辺の市街化区域を拡大して市街地整備を進めるを見据え、市内の鉄道駅8駅周辺の評価分析を実施いたしました。この評価分析結果を踏まえ、優先的に市街地整備の検討を進めるべき拠点として勝幡駅周辺、藤浪駅周辺、佐屋駅周辺、富吉駅周辺を設定し、現在まちづくりビジョンの策定に向け、関係総代との意見交換会を開催している状況でございます。

今後は地域住民等の主体的なまちづくりの実現に向け、市は事業化の支援に努め、引き続き市街地整備事業を推進してまいります。以上でございます。

○16番（山岡幹雄君）

すみません。どうもそれぞれ御答弁ありがとうございました。

ちょっと画面を皆さん見ていただきたいんですが、これは津島市の6月議会で提出されて、津島市のホームページにも載っております。新聞報道によりますと、津島市が市街化編入ということで、調査ということで745万8,000円調査費用を計上し、議会の承認を得たということです。報道によりますと、その中に愛西市も含めてということが報道にございました。

それで一応この赤い、写真のところをもうちょっと大きくしていただけますか。向かって左側が私の住んでいる見越町、向かって右側が持中町というところです。上のすぐ境界の北のほうをちょっと映していただけますか。上のほう、右です。そこ、白い点が藤浪駅です。

藤浪駅、2年間で工事が終わり、清林館高校、先回も一応この駅の広場で愛西市がイベントをやり、私もびっくりしたのは、鉄道マニアが見えて相当人気がありまして、日本酒とコラボしてやったということで盛大でございました。

それでちょっとお尋ねします。愛西市の市街化区域編入についてお尋ねします。

津島市がこのように開始されたことにより、市としてどのようにしていくかお尋ねします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

現在本市では、市街化区域編入を見据え、藤浪駅をはじめ4駅周辺のまちづくりビジョンの策定に向け、関係総代との意見交換会を開催し、現状と課題の共有とともに、今後は地域の方々の御意見を踏まえ、検討資料の精査や本ビジョンへのニーズの反映作業に入りたいと考えております。

また、近隣市であります津島市では、藤浪駅の南側において新たな住宅供給等を目指し、土地利用構想の検討に着手している状況でございます。

本市の進める4駅周辺の市街地整備事業における藤浪駅周辺整備と、津島市が進める藤浪駅南側の市街地整備事業の事業スケジュールが一致した場合には、相互に連携した事業展開が可能であると考えております。以上です。

○16番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございました。

それで、先ほどのこの画面の南側のところ、藤浪中学校の北側のところですが、ほとんど持中町とか見越町の方の所有の土地が多くございます。ぜひとも津島市と協力していただいて、

連携して開発が可能になるように愛西市も努めてください。よろしくお願ひします。

続きまして、次の課題2について質問をさせていただきます。

熱中症警戒アラート発令によりスポーツ施設の利用をキャンセルした場合の利用料金の還付制度について、現在どのような制度があり、どのような条件で還付が可能ですか、お尋ねいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

愛西市スポーツ施設の管理及び運営に関する規則第12条に基づき、利用者自らの判断において3日前までに使用許可の取消しをした場合に利用料金の還付をしており、熱中症警戒アラートの発令時における還付制度は設けておりません。以上でございます。

○16番（山岡幹雄君）

愛西市は設けていないということですが、いろいろ私も調べて、自治体ではその施設を利用する前に、こういうことで相当ここ数日間、2日前でしたかね、愛知県名古屋市でも40度、これ体温以上に、私もこんな経験したことないんですが、この日照りで皮膚に当たると痛いんですね。実際やっぱりそういうスポーツ施設をお借りしたときに、特に野外ですが、そこで本当にやろうかということで、失礼ですけどお金がもったいないということで代表者の方がやられるんですが、実際やはりそういうことで、そういう利用された方が熱中症とか何かなった場合、当然代表者の方に責任がかかりますので、その辺、他の自治体ではスポーツ施設を使用する前にキャンセルとすると全額還付されていますが、愛西市の施設の利用料金を全額還付する制度導入を検討する考えはないか、お尋ねいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラート発令時における使用前の当日キャンセルにつきましては、教育委員会として、スポーツ協会などの見解や各スポーツ施設における発令時の利用実態、先進自治体における還付条件を調査、検証してまいりたいと考えます。以上でございます。

○16番（山岡幹雄君）

それでは、ぜひとも検証していただいて、使用されれば還付は多分できないと思うんですが、使用前にキャンセルされた場合、還付するようよろしくお願いします。

次に、熱中症警戒アラート発令時に市民が安心して利用できるスポーツ施設、冷暖房のある休憩所など、確保状況についてお伺いします。

不足している場合の対策についてもお聞かせください。

○教育部長（佐藤博之君）

各体育館、運動場において熱中症予防への注意書きの掲示や、施設管理者から利用者への目配りや声かけの徹底、暑さ指数温度計を各体育館に設置し、利用者が施設の状況を把握できるようにしております。

立田体育館及び佐織体育館では、利用者が休憩することができる場所として空調設備が設置された空き部屋を確保しております。また、佐織総合運動場及び佐屋総合運動場におきまして

は、空調設備が設置されました管理棟を休憩できる場所として確保しております。

不足した場合の対策といったしましては、市役所南館や中央図書館、佐織公民館など、市内のクーリングシェルター、指定暑熱避難施設の活用を考えております。以上でございます。

○16番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございます。

一応クーリングシェルターということで、こちらの愛西市役所もそのようになっております。ですけれども5時15分、また今日佐藤議員が質問された開庁・閉庁時間が、これは多分対象になると思うんですが、その時間にはこちらにはお見えにならんと、中では過ごせないという状況になるかと思いますが、それで今議会の初日、1日ですね、その日にちょっと報道があったんですが、そのときの報道は、愛知県の市内の中・中学校が始まりました。私は集会式ということでお聞きしたんですが、そこを愛西市で体育館で行った学校があるかお尋ねいたします。すみません。

○教育部長（佐藤博之君）

9月1日の夏休み明け集会の実施状況は、文部科学省及びスポーツ庁からの通知、休業日明けの時期等における熱中症事故の防止についてを参考に、各学校長の判断により、小学校では各教室でウェブ形式が4校、校内放送が1校、体育館で全児童を対象とした参集型が7校でした。中学校では、ランチルーム及び体育館で全生徒を対象とした参集型で6校ともに実施しました。

集会を行う上で暑さ指数の測定を行い、体調を確認後に体育館へ移動し、集会中は換気などの対策を行ったとの報告を受けております。以上でございます。

○16番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございます。

なぜこれを聞いたかというと、先ほど言ったように還付制度を検証するということですが、1つは7月30日、皆さん御存じのロシアのカムチャツカ半島沖で広い範囲で津波警報、地震によってありました。

その翌日の新聞に、避難するのに猛暑の中での避難と避難所の冷房設置が課題だと。要するに、避難所へ暑い中避難されて、その暑い中で熱中症になった方もお見えになります。また、避難所も、特に東北、北海道、皆さん御存じのようにクーラー設備は一切ないです。

ですから、これは今日の報道関係にございました。各学校に冷凍庫、自動販売機、また体育館には大型冷風機を設置、今日び私も見守りということで、子供を見守って行き帰り行きますが、子供さんが傘を差しておるわけですね、日傘。あと要するに手持ちの冷風機とか、皆さん水筒も持ってみえるんですが、これは今冷却グッズということで、自分もスポーツをやるときに首の周り冷却して、これも半日するともう冷却がなくなっちゃうんですね。ですから自動販売機も、要するに水筒で家から持っていくんですが、これ補充するときに、やはり自動販売機があれば、この自治体の学校は最高220円までいいですよということ、ですから、この自動販売機があれば補充ができると。あと大型扇風機も、災害が、先ほどカムチャツカ等あった場合

もそうなんですが、避難所に集まる場合、いろいろな形で提供ができますので、ぜひとも実施をお願いいたします。

また、先ほど中村議員もございましたように、国の制度が2023年以前は3分の1補助でしたが、2023年以後はそういう施設を補助が2分の1ということで、そういう制度もいち早く活用していただいて、一応お盆が過ぎると涼しいという、僕も小さい頃そういう経験をしたんですが、まさか昨日も、今日は雨が降るみたいでいいんですけど、猛暑、猛暑でもう体がえらいことになっておりますので、対策をよろしくお願ひいたします。

次の質問に入らせていただきます。

7月17日に雨が相当降りまして、要するに冠水された地域もあるんですが、ちょっと想定で申し訳ないんですが、住宅が冠水により避難をしたいという御自宅の方がいるか、家を出たいという問合せがあった場合、その市の対応を教えてください。

○企画政策部長（西川 稔君）

近年地球温暖化の影響による気象変動で発生する局地的な豪雨や線状降水帯は予測がしづらく、短時間で気象状況が急変し、甚大な被害をもたらしております。

住宅地では、冠水等が発生した場合、屋外への避難はかえって危険を伴うおそれがあるため、無理な移動は避け、自宅の2階などに垂直避難の方法も考えていただきたいと思います。また、避難の際には近隣の方や親戚、知人などに避難している場所や状況を伝えるなど、連絡体制を整えることも重要であると考えております。

なお、万が一自宅から避難する場合には、明るいうちに複数人で避難していただくようお願いをしてまいります。以上です。

○16番（山岡幹雄君）

部長には失礼ですけど、いつ何どき雨が降ったり、夜中にトイレに行ったら玄関先がもう浸水しておると、そういうときに、やはり近所に行こうとしてもやはり外へは出て行けませんので、実際そのような対応も何とか考えていただくようによろしくお願ひいたします。

次に、こういう線状降水帯による最大規模の豪雨による河川、排水路等の整備状況は、今後整備計画がありましたら教えてください。

○産業建設部長（宮川昌和君）

愛西市が流域に含まれる河川は、2級河川である日光川と篠川の2川が該当し、それぞれの水系において河川整備計画が策定されております。これに基づく県の河川工事と関係市町村の準用河川、下水道、農地の排水施設等の整備により、5年に1回程度の確率で発生する降雨に対し、宅地の浸水がおおむね解消されることとしております。

また、土地改良区の管理である排水路につきましては、優先度の高い路線から順次整備が行われております。以上です。

○16番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございました。

この排水路についてお尋ねするんですが、実際土地改良区がございますが、これ農地には賦

課金が課せられております。一方、宅地、雑種地には賦課金が課せられていないという状況が生じています。

雨が降ったら宅地でも雑種地でも、やはり農地でも、その排水機場の排水ポンプによって水はかき出されるんですが、要するに私、皆さんに聞かれるのは、農家の後継ぎの方が、生前のにお父さん、お母さん生きているうちに農地を処分していってくださいと、そういう負担が多過ぎるものですから、そういう御相談もあります。

そのような関係で、その点について市は認識されているかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

ほぼ全域が海拔ゼロメートル地帯である本市は雨水の自然排水が困難であることから、農業の生産性及び収益の向上を目的に、早くから整備された農業用の排水路や排水機場により、常時、洪水時とも土地改良区により適切な管理が行われてきました。

その後、混住化の進展とともに宅地や雑種地など非農用地が増加する一方、施設の維持管理費については依然として受益農家からの賦課金で賄われているのが現状がありました。

このため、土地改良区と関係市町村で協議会を設立し、非農用地に係る維持管理費を関係市町村で負担をしております。

今後は土地改良区への支援と併せ、広く市民の皆様に向け、農用地の排水路や排水機場が地域全体に果たす役割について啓発をしてまいりたいと思います。以上です。

○16番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございました。

実際、多分非農家の人はそういうことを御存じないと思います。私も農家の息子ですが、そういう役もやっております。実際やっぱりそういう地域の方が知つてみえる方、また先回の大雨の折、そういう津島の天王通りのところですね、冠水状態でテレビの報道がございました。やはりそういう排水機の状況、またそういう関係に賦課金が我々農家は出しておるんですが、そのことを非農家の方も理解をしていただいて、あと申し訳ございませんが、非農家の方は市が負担している、今質問するんですけど、排水場の運営について、賦課金は重要な財源であります。適切な維持管理が不可欠ですが、そこで伺いますが、市のそれぞれの負担金の現状を教えてください。

○産業建設部長（宮川昌和君）

排水機場等の運営に必要となる金額を湛水防除事業の関連協議会に負担金として令和6年度総額約8,100万円を納付しております。

内訳につきましては、日光西湛水防除事業協議会が約4,500万円、立田輪中湛水補助事業促進協議会が約1,900万円、領内川湛水防除事業運営協議会が約1,500万円、ほか3協議会で約200万円でございます。

協議会ごとに負担金の算定方法については異なりますが、それぞれの総会で諮られた金額のほうを納付しております。以上です。

○16番（山岡幹雄君）

それぞれの負担金が市のほうから使われておるということで、あと農家の方はやっぱり農地分を賦課しておりますので、農地に賦課金が課せられている一方、宅地、雑種地には賦課金が課されていないという状況が生じておりますね。

これは受益者の農家の方々の負担が過重になっている可能性もありますが、その点について、再度市は認識されておるかどうか、ちょっと御回答をお願いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

先ほどもちょっと御答弁をさせていただいたところでございますけれども、もともと土地改良区により適切な管理が行われてきたところが、混住化、住宅が建つことによってその辺の不均衡が起きてきたというところでございます。

それに当たっては関係市町村で負担をするということで、私ども愛西市だけではなく近隣、この海部地区においても同じ形で負担のほうをさせていただいているところでございます。

こちらについては私どもも十分承知をしております。先ほども御答弁させていただいたように、また広報等でいろいろと皆さんには周知のほうをしていきたいというふうに考えております。以上です。

○16番（山岡幹雄君）

それではよろしくお願ひいたします。

続きまして、最後に総代制度についてお尋ねします。

現在の町方町の総代について、コミュニティー活動、消防団活動、学校区域の現状を教えてください。

○市民協働部長（山岸忠則君）

総代制度の町方町の区域については、彦作、東藤浪、佐織台、五軒家第一、五軒家第二、北堤外、南堤外、藤浪団地、十二城、松川、新西馬、足立川となります。

コミュニティー活動については、各コミュニティ推進協議会が運営する任意団体でそれぞれの規約に基づいて所属が決められていますが、町方町の区域の自治会では、彦作、佐織台、東藤浪は藤浪地区コミュニティ推進協議会、五軒家第一、五軒家第二、北堤外、南堤外、藤浪団地、十二城は町方地区コミュニティ推進協議会、松川、新西馬、足立川は草平地区コミュニティ推進協議会となっています。以上です。

○消防長（伊藤政儀君）

消防団活動の現状について答弁させていただきます。

町方町の消防団活動区域の現状につきましては、平成20年4月1日の愛西市発足により消防団1団化となり、新たな消防団規則にて彦作、東藤浪町、佐織台地区を佐織第2分団が、松川、新西馬、足立川地区を佐織第4分団が、それらの地区を除いた町方町を管轄区域とするのが佐織第3分団と定められ3つの分団にて対応しております。以上です。

○教育部長（佐藤博之君）

学校区域の現状についてですが、教育委員会では、愛西市立小中学校の通学区域を定める規程により、町方町の通学区域を彦作堤内と北堤外、彦作堤外、南堤外、五軒家東の県道一宮・弥富線の東側区域を北河田小学校、西側区域を草平小学校として指定しております。以上でございます。

○16番（山岡幹雄君）

それぞれ御答弁ありがとうございます。

それで、時間もないもので割愛させていただく場面もありますが、今回なぜこの質問をしたかというと、皆さんお聞きになられたように、町方町という大総代制度を取った関係でいろいろなやはり不具合がいっぱいあるわけです。それで、実際この町方町について、市は改善される考えはないか、お尋ねします。

○市民協働部長（山岸忠則君）

総代制度につきましては、改定の予定はございません。

コミュニティ活動については、各自治会の希望により所属を決めていると聞いておりますので、各コミュニティ推進協議会と自治会との協議により所属を決定している状況です。以上です。

○16番（山岡幹雄君）

今部長の答弁で、いろいろ自治会の協議により所属を決定している状況ですということは、協議して変えてもいいのかなということですが、このような総代制度に代わる新たな地域代表の仕組みを検討する考えはないか、ちょっとお尋ねします。

○市民協働部長（山岸忠則君）

総代制度については、現状見直す予定はしておりません。

総代より協議事項等があれば、総代連絡調整会議にて協議を行っていただいております。以上です。

○16番（山岡幹雄君）

この総代制度については、また12月にいろいろ調べて質問させていただきます。

これはなぜかというと、町方町の総代ですが、実際12の自治会があります。これは旧佐織町のときは、要するに各12の町内が総代さんだったんです。それが12の中の、町方は今松川という地区の方が総代を受けております。

それで、愛西市の窓口に住民の方が行くと、総代にまず連絡してくれと。12の町内から要するに電話があるわけです。総代は輪番制になっていますので、今の電話をいただいても、どこのどこだということは、カーブミラー1つにしても、防犯灯にしても、要するに道路とか境界を立ち会う総代があるわけですわ。それが一切分からぬわけです。

だから職員さんも勉強していただいて、どういう形でどういうふうに、まず副総代に話をし、その後いろいろ総代に言ってくださいとか、一応ふるさとの関係の事業、また防犯カメラも今度お願いするんですが、1総代に1か所しかつけられません、今年1か所。そうすると、12か所で要望があったとしても、どういうふうに市は対応されるんですか。その辺、一つの課

題として今度の12月にまた質問させていただきますので、今回は私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

どうも御清聴ありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

16番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開は13時5分といたします。

午後0時04分 休憩

午後1時05分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位4番の2番・佐藤旭浩議員の質問を許します。

佐藤旭浩議員。

○2番（佐藤旭浩君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、子供たちの学校給食の取組についてと中学校の部活動の地域移行、地域展開についてをテーマとして質問をさせていただきます。

初めに、子供たちの学校給食の取組について質問をさせていただきます。

気候変動による自然災害の増加、先行き不明な国際情勢、日本の経済の低迷などにより社会変化を受け、食料の自給率の向上や輸入の肥料や農薬に頼らない食料の生産が課題として顕在化しております。

愛西市は農地の豊かな色合いを持つまちだからこそ危険に強く、環境に優しく、これから時代の豊かな地域循環共生のモデルを率先して実施し、社会に示していくける可能性のあるまちだと私は思っております。

本日は、それに向かうための切り口の一つとして、学校給食を起点とした農業振興と、子供たちにとって栄養確保となる給食を必要な栄養価を確保できるもの、有意義にできるものをというふうにテーマをさせていただいて質問をさせていただきます。

今地域における農業振興策では、学校給食と連携が全国的に注目されており、国も積極的な支援を進めています。先進事例としては、愛媛県今治市、そして千葉県のいすみ市などが有名です。市が市内の農家さんやJAなどの関係団体と連携して学校給食での買取りを保障することで、農家の方々は安心して作付ができる、また市内の子供たちに食べてもらえるというやりがいにもつながっております。子供たちの食育や環境保全につながっていくという地域ぐるみの取組で、書籍や映画にもなったり、全国にも同様な事例が生まれ始めております。

愛西市においても私も何度か一般質問をさせていただきましたが、令和5年には2度の有機レンコンを使用したオーガニック給食であったり、無農薬、化学肥料を使わない自然栽培のサツマイモ、あとは地元農家さんが、令和5年、令和6年に地元農家さんによる自然栽培のマコモダケが給食に使用されており、環境に配慮された食材を給食に使用したと学校給食における食育をしっかりと努めていただいていると思います。

ですが、その一方で、近年は多くの自治体で学校給食の無償化が進んでおり、愛西市も同様で、愛西市では中学生の給食の無償化事業が実施されております。ですが、気候変動により自然災害、先行き不明な国際情勢、日本経済の低迷により、やはりそういった物価高、食材費の高騰も進み、学校給食の質と量の安定的な確保をすることが困難になってきております。

子供たちにおいても、給食がおいしくないといった声も聞いております。保護者の方からは、新しく1年生になった子供たちが保育園や幼稚園ではたくさん食べていた給食も、学校の1年生になると学校の給食がおいしくないといって食が細くなってきてているという保護者の声も聞いております。

今定例会において、令和7年度愛西市一般会計補正予算の議案においても、物価高騰の影響を受けている学校給食の質と量を安定的に確保するため、賄食材費の2,314万5,000円を計上するという議案が出ております。

これらを踏まえて、以下に3点の質問をさせていただきます。

まず初めに、現在の学校給食について市として考えられる課題をお伺いいたします。

次に、先ほど子供たちの声として、学校給食があまりおいしくないとか、保育園のときはよく食べていたのに食べられなくなってきたという保護者の声もありましたが、学校の給食の残食がかなり多いということも聞いております。その中で、どの程度残食があって、廃棄量はどのように把握をしているのかをお尋ねいたします。また、これに関しては経年比較というふうにさせていただきたいと思いますので、経年比較での回答をお願いいたします。

3つ目として、食材費について市の考え方をお伺いいたしたいと思います。

次に、項目2点目の中学校の部活地域展開について伺います。

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加を前提として学校教育の一環として行われる活動です。特に運動部の部活動は、体力の向上のみならず、協調性や責任感、挑戦するという力を育む場として生徒の人間的成长に大きく寄与していると思います。

ですが、しかし、近年教員の働き方改革で長時間の勤務の是正や少子化による部員数の減少、地域資源を活用といった課題を背景に、運動部の部活の地域展開が全国的に進められております。地域展開には専門性の高い指導者による指導の充実、地域との連携の強化、教員の負担軽減など多くの有効性が期待されると思いますが、生徒にとってもちろん、より多様な競技や活動に触れる機会が広がる可能性があります。ですが、一方で、指導員の確保、活動場所の調整、安全管理、費用負担など現場では多くの課題も浮き彫りになっております。

本市においても地域展開を単なる制度変更にとどめるのではなく、生徒の健やかな成長を支える仕組みとしてどのように実現をしていくかということを、まず今回はお伺いしたいと思います。

それを踏まえ、まず1点目ですが、現在愛西市は文化部としてオーケストラ部の地域展開を実施しております。ですが、なかなか運動部のほうの地域展開が進んできていない状況ではあるかなというふうに思いますので、運動部の地域展開の取組の状況についてお伺いいたします。

次にですが、地域展開の受皿となる関係団体との連携は、現在どのようなことを行っている

のかをお伺いいたします。

以上、一括質問とさせていただきます。順次答弁をお願いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目1点目、子供たちの学校給食への取組はに係る学校給食の課題について御答弁させていただきます。

学校給食の実施に必要な経費の負担については、学校給食法第11条に学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。同条第2項に、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とすると規定されております。

本市では小学校の給食費支援について、食材費に対し、市単独事業として1食当たり10円を恒常に補助してきた中、令和7年度は臨時交付金を活用して4月から10月まで無償にしています。また、中学校の給食費支援については、学校給食費に対する支援をしている自治体が限られている中、市の一般財源により給食費を無償にしております。

本市の学校給食費は、令和4年11月から1食当たりの単価を小学校290円、中学校330円としている中、食材など価格の高騰により、これまでの学校給食と同水準の献立を提供するのが困難な状況であり、給食の質の低下につながることを懸念しております。また、主食や副食の残渣量、牛乳の廃棄量が増加傾向にあることも課題として捉えております。

続きまして、給食残渣量の把握の仕方及び給食残渣量の状況についてですが、学校ごとに給食で残された主食と副食の量の重さを毎日計量して記録しております。

小・中学校から出る給食残渣量は、令和4年度が1万9,870キログラム、令和5年度が1万9,715キログラム、令和6年度は2万972キログラムでした。

続きまして、食材費についての市の考え方についてですが、令和7年7月15日、給食センターと学校に配置しております栄養教諭と食材など価格の高騰による給食の現状及び今後の給食への影響について、情報を共有するとともに意見交換を行いました。7月22日に開催された学校給食運営委員会では、給食の現状の報告並びに給食内容の充実を図るために給食費の値上げについて協議されました。

学校給食運営委員会における協議結果を踏まえ、令和7年11月分から学校給食1食当たりの単価を小・中学校ともに60円値上げし、小学校は350円、中学校は390円とする。また、小学校は保護者負担を320円、市の負担を30円、中学校は保護者負担を60円、市の負担を330円とする案を本議会に提案させていただいているところでございます。

続きまして大項目2点目、中学校部活動の地域展開についてに係る運動部における部活動地域展開への取組状況についてですが、令和4年12月27日付で改定された学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインにおいて、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革集中期間と位置づけられていたものが改革推進期間とされ、休日の学校部活動の段階的な地域

連携、地域移行を進めることとなりました。

令和7年5月16日、教育やスポーツ、芸術の関係者などで構成する有識者会議、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行委員会において提言が取りまとめられました。

提言では、部活動を地域全体で連携して支えるという理念を示すため、名称を地域移行から地域展開に変更する、令和8年度からの6年間を改革実行期間とし、休日については原則全ての部活動で地域展開の実現を目指し、平日も課題を解決しつつさらなる改革を推進していく等が示されました。

教育委員会では、休日の部活動について部活動指導員を確保し、地域の協力を得て、今の部活動と同じ種目を同じ場所で同じ時間でできる限り実施するとの方針を立て、令和7年度から教育委員会に部活動コーディネーターを1人配置し、学校と部活動指導員との連絡調整や地域との連携を支援しております。また、中学校に対する聞き取り調査結果に基づき、部活動支援員の配置を進めているところでございます。

続きまして、地域展開への受皿となる関係団体との連携についてですが、部活動指導員を配置していくために、スポーツ協会の役員会等において各団体に対し、指導員への協力や紹介について周知し、指導員確保について連携を図っているところでございます。以上でございます。

○2番（佐藤旭浩君）

答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に移らせていただきます。

まず初めに、学校給食の取組について再質問をさせていただきます。

食材費についての市としての考え方の中で、栄養教諭と食材の価格の高騰による給食の現状と今後の給食への影響について情報を共有し、意見交換を行ったと。7月22日に学校給食運営委員会でも、給食の内容の充実を図るための給食費の値上げについて協議したという答弁がありました。この給食運営委員会で行われた協議内容について、どのような内容があったのかをお尋ねいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

学校給食運営委員会では、栄養教諭から、デザートや値段の高い食材費を削っても、予算の都合上1品削っているや、分量を調整している、魚の切り身は本来小学校と中学校では別規格のところを同一にしているとの説明に対し、小・中学校PTA代表の委員などから、家庭でも物価高騰により料理を作るのが大変になってきているや、給食が足りないと言って帰ってくる、鉄分や食物繊維など栄養価が一部とはいえ不足しているとは思わなかったなどの御意見をいただきました。

給食内容の充実を図るための給食費の値上げについて肯定的な御意見をいただき、保護者への周知には配慮することが求められました。以上でございます。

○2番（佐藤旭浩君）

協議の内容で、給食の量が足らないであったりとか、やはり一部の栄養価が不足しているということが、この給食の内容の充実を図るために値上げは、ある程度の御理解は、保護者の皆

様には肯定的な意見もあったのかなというふうには思っております。

その中で、やはりおいしさというか、食べなくて捨ててしまうということもかなり多いということもあるとは思うんですが、残食を減らす取組について質問をさせていただきたいと思います。

現在行われている学校給食の残菜、残食を減らす取組について、成果と課題についてお伺いいたします。お願いします。

○教育部長（佐藤博之君）

クラス担任、栄養教諭による各教室での給食指導や授業を実施し、残食を減らすことを含めた食に関する指導を行っています。また、各学校やクラスごとに残食を減らすための取組をするほか、給食センターの見学により給食を作る様子を見てもらうことで、食に対する興味を持つもらうなどの取組をしているところです。

今後も食べることの楽しさや食の大切さについて、給食を通じて伝えていくことが必要であると考えております。以上でございます。

○2番（佐藤旭浩君）

ありがとうございます。

食育の観点からも、栄養教諭の方による給食の指導や、食べることに対しての取組を継続して実施していただいていることが分かりましたが、一括質問においても、残食の経過比率ですね、先ほど答弁をいただきましたが、廃棄量というのがかなり多いのではないかというふうに思っております。その廃棄量の多い理由についてお尋ねいたします。お願いします。

○教育部長（佐藤博之君）

残食は、経年比較すると上昇傾向にあり、児童・生徒の食べられる量や嗜好と栄養価重視の献立との不一致などが原因と考えております。以上でございます。

○2番（佐藤旭浩君）

そうですね。やはり嗜好であったりとか、今の子供たちというのはかなり食に対して肥えている、いろいろな食べ物を知っているということもあると思います。その中で、やはり子供たちにとって食べられる量であったり、食べることが好きな子であったり、どうしても苦手な子という方もいると思います。

その中でも、やはり残食を減らすために、食べたい子は食べられる量を多く分配して、初めから量を多くしていって、食べられる子に食べていただくというような残食を減らすといった取組はできないのかをお尋ねいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

偏りなく均等な配膳を前提として給食の1食当たりの栄養価は計算して作られていることから、教育委員会といたしましては配膳の量を変えることは勧めておりません。

一方で、個々の体格、活動量などにより適切な指導量は一定ではないことから、食缶に残ったもののお代わり等をしてもらうことは問題ないと考えております。以上でございます。

○2番（佐藤旭浩君）

ありがとうございます。

食べられる子、食べられない子にもやはり差がある、その中でお代わりもして食べられる子たちには食べてもらうというのは今後変わらず、今現在も行っているとは思います。ですが、逆に食が細い子、やはりちょっと食べることに対して苦手意識がある子というのはかなり今子供たちを見ていると多い傾向があると思います。量を見るだけでももうおなかがいっぱいだというふうに言われている子供たちもいるそうですので、均等に配分することでもちろん栄養価が考えられているということで大事だとは思うんですが、やはりその子供たちの状況、個々に合わせた状況に合わせて配膳をしてあげることも大事ではないかなというふうに思っておりまますので、またそういったことも今後しっかり検討していただければありがたいと思っております。

それでは次に、学校給食の食材についてお尋ねさせていただきます。

ここ近年、物価高騰の影響はもちろん家庭においても大きな社会問題となっております。以前手頃に買った食材であったりしても、やはり価格の高騰になっており、あとは人件費、燃料の高騰であったり、人件費が高騰したことによって生産コストも増加してきております。最近ではやはりお米の問題もいろいろあったと思いますが、お米の値上がりも続いております。

こういった価格の高騰にどのような食材が学校給食への影響があるのかをお伺いいたしたいと思います。また、それに対して対応策も同時に伺いいたします。お願ひいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

御飯やパン、麺類、牛乳は愛知県学校給食会から購入しており、愛知県内で同一の価格となっております。

令和4年4月における小麦粉の価格は1キログラム当たり170円、令和7年4月時の価格は1キログラム当たり260円と、価格の高騰に伴いパンや麺も値上がりしております。一方で、パンや麺のほうが御飯の値上がりの影響より小さいため、より安価な種類や規格のパンを選択するほか、御飯の回数を減らすなど工夫して提供しています。

令和4年4月における牛乳の価格は1本当たり52.01円、令和7年4月時の価格は1本当たり63.53円と値上がりしています。一方で、牛乳は学校給食摂取基準に基づき、1日に必要なカルシウム量の2分の1を摂取できるようにするために常時提供しています。主菜、副菜及びデザートは、主食と牛乳にかかる食材費を除いた中で食材の見直しや調整を行い、提供している状況です。以上でございます。

○2番（佐藤旭浩君）

ありがとうございます。

やはり物価高騰で学校給食においても影響があることは懸念されていると思います。

また、学校給食において、牛乳というのは安価でカルシウムが摂取しやすいものというふうには思っておりますが、近年、苦手で残す児童・生徒も増えてきているというふうにもお伺いしておりますが、年間の牛乳廃棄量についてどの程度あるのかをお尋ねいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

小・中学校から出る牛乳の廃棄量は、令和4年度が1,245キログラム、令和5年度が1,605キログラム、令和6年度は1,943キログラムでした。以上でございます。

○2番（佐藤旭浩君）

ありがとうございます。

牛乳の廃棄量、やはりこれも年々増加してきているということが分かりました。

牛乳は、先ほども言わせてもらいましたが、安価でカルシウムの摂取が促せるものというふうには思ってはいますが、近年、先ほど部長の答弁でもありました、牛乳の価格も高騰しております。小学校の現在の給食費が1食290円というふうに、予算の中に1本牛乳を入れるとしたら、この中の65円を占めることになると思いますので、結構な割合があるのかなというふうに思っております。

また、実際牛乳を残す、廃棄も増えてきていることから、ここ最近、私もちよつといろんな事例を調べさせていただいたんですが、牛乳に代わるカルシウムを摂取する、月に一度ぐらいでもいいとは思うんですけど、お茶に替えるなど、和食における伝統的な食事でカルシウムの摂取方法を体感するといった食育にもつなげていくことは検討していないのかをお尋ねいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

月替わりで鉄分やカルシウム、食物繊維等の栄養素の強化献立の日を設け、給食での栄養素について学ぶ機会を設けております。

また、献立は食材費を考慮した上で、学校給食実施基準の中で示されている学校給食摂取基準を参考に、児童・生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養量を算出して立てております。

給食ではカルシウムの摂取に係る基準があり、牛乳は他の食品では同じ量のカルシウムを補うのが難しいほど効率的に摂取できます。一方、牛乳の廃棄量は増加傾向にあり、全国的にも試験的に牛乳を中止した自治体もあることから、他自治体における取組状況と検証結果を調査、研究してまいりたいと考えます。以上でございます。

○2番（佐藤旭浩君）

ありがとうございます。

先ほど事例という話なんですが、やはりお茶が有名なところ、どうしてもそういうところにフォーカスが当たってしまうとは思うんですが、そういったところでは、やはり学校給食でお茶を出して牛乳を出していないという事例もあるそうですので、ぜひ今後新たな取組として検討していただければいいかというふうに思っております。

それでは次に、学校給食において地元の野菜を食べてもらうということに関しては、やはり子供たちにとっての知識であったり食育、地元への郷土愛を育む取組としては必要不可欠になると思われます。愛西市での学校給食においては、もちろん愛知県産の食材を使用することだけではなく、地元の愛西市の食材を使用していることも把握しております。ですが、やはり物価高騰によって食材も安価でないものを使用していることも増えてきていると思いますが、今

回、今定例会で食費の値上げをするということがもし決まれば、やはり食のいいものを提供していくことになるのかなというふうに思っております。

そこで、学校給食において地産地消の割合を増やすための取組として、地域の農家さんや納入業者との連携の必要性と今後の対策についてお伺いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

学校給食の使用食材は、栄養教諭、各学校の担当教諭及び保護者代表者で構成する献立委員会及び物資選定委員会において決定しています。

給食食材は単純に価格だけで判断するのではなく、食材の安全性、また地産地消に関し、旬な時期の市内産、県内産食材の活用などを考慮し選定しています。学校給食には、地場産物を活用したり、行事食を提供したりすることを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めるなど、高い教育効果が期待できるとされております。

オーガニック食材や地産地消食材については、指定した日時に特定の量を提供していただくことを前提とした上で、予算の範囲内で取り入れていきたいと考えております。以上でございます。

○2番（佐藤旭浩君）

ありがとうございます。

もちろん学校給食を作るに当たり、やはり指定した日時に特定の量を確保するということが前提になってくると思います。今後も地産地消の食材やオーガニックの食材を使用していくことを前向きに検討していただけるということですので、これはぜひ今後も続けていきながら、愛西市の給食としてしっかりと打っていっていただければというふうに思っております。

それでは、学校給食においての取組について、最後教育長にお尋ねしたいと思います。

物価高騰の影響により、給食費の値上げはもちろん今議会中にももし認められれば、家庭への負担もやはり懸念されると思います。家庭に負担をお願いするふうになるとは思うんですが、これ以上の負担を考えると、これ以上の値上げは家計的にも苦しくなると思いますので、来年度以降の保護者負担の給食費の負担はぜひ現状維持ということを検討していただきたいと思いますが、教育長のお考えをお尋ねしたいと思います。お願いします。

○教育長（河野正輝君）

御指摘の点につきましては重く受け止めております。

今回の値上げにつきましては、これまで栄養教諭による献立の工夫や物資選定による食材料費の抑制などで対応してきましたが、現在の単価になった令和4年11月以降、特にここ最近の先が全く見通せない物価の高騰の影響を受け、これまでと同水準の給食のメニューの提供が難しくなりました。

議員の皆様にも深い御理解をいただくとともに、育ち盛りの子供たちが毎日の給食を楽しみに登校でき、個包装のデザートに子供たちが笑顔を見せてくればと思っております。そして、地産地消の給食やオーガニック給食の提供が少しでも進み、より栄養バランスの取れたおいしい給食の提供を可能にしていきたいと考えます。

今後も給食費や教材費など、保護者の皆様への負担が過度にならないように配慮しつつ、児童・生徒が安心して楽しい学校生活を送ることができるよう、教育環境の整備や学校運営の工夫を進め、地域や家庭と連携した教育を目指してまいります。

○2番（佐藤旭浩君）

教育長、ありがとうございました。

先ほどの子供たちが毎日楽しめるような給食、やはり私も今子育て世代で小学校にも子供がおります。そういった中で、今日給食どうだったと聞くと、今日はこういうデザートがあったよとか、セレクト給食で自分はこれだったけど、友達は違うの食べておったよとか、やっぱりそういう楽しみも必要になってくると思います。高騰によって食材がなかなかいいものが提供できない子供たちに対しての、やはりそういった栄養をしっかりと考えていただくということに関しては、今後絶対必要になってくると思いますので、今後ともしっかりと検討していただけることをお願いいたしたいと思います。

それでは次に、部活動の地域展開について数点再質問をさせていただきます。

一括質問において、運動部の地域移行、地域展開についての取組の状況と受皿となる関係団体の連携を聞きましたが、教育委員会としては地域の協力を得て、今の部活動で同じ種目を同じ場所で同じ時間でできる限り実施するという方針を立てて、令和7年度から教育委員会に部活動のコーディネーター1人を配置しております。

学校の部活指導員との連絡調整、地域との連携を支援しており、中学校に対する聞き取りについても部活指導員の配置を進めているということでしたが、地域展開への生徒、保護者、学校関係者への周知と説明は今どのように行われているのかをお尋ねいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

学校に対しては、部活動コーディネーターが本市の部活動地域展開に係る取組について随時連絡調整しています。また、生徒や保護者に対しては、部活動指導員を配置する部活動ごとに学校を通じて周知を図っております。

今後も部活動指導員を配置するため、広報「あいさい」やホームページ、SNS、県が実施する人材バンク、ハローワークなどを活用して募集していきたいと考えます。以上でございます。

○2番（佐藤旭浩君）

周知方法については分かりましたが、これまでの部活の地域展開を進めていくに当たって学校施設の受入れであったり、地域展開に対して受入れを前向きに検討していくって、市のほうにそういう問合せ等があったのかをお尋ねいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

部活動の地域展開に際し、教育委員会の方針である今の部活動と同じ種目を同じ場所で同じ時間で実施に基づき、その活動場所は学校施設において実施します。

海部管内では、構成する7市町村内で教員の人事異動、部活動の各種予選を含む大会が行われます。海部管内を構成する7市町村と情報交換しながら、可能な限り歩調を合わせて部活動

の地域展開への取組を進める中、現時点においては部活動指導員配置を優先的に取り組んでおり、各種スポーツ団体に対して受入れの要請はしておりません。以上でございます。

○2番（佐藤旭浩君）

先ほどの答弁ですと、各種目のスポーツ団体、愛西市にはスポーツ少年団とか幾つかあると思います。野球であったり、サッカーであったり、バレーボールであったり、いろんな団体がある中で、受入れの要請はせずに、部活動の指導員を優先的に配置していくというのが愛西市の方針というふうに私は今の回答を聞いて思うんですが、この部活の指導員ですね、今年度から始まっているとは思うんですが、現在の部活の指導員の状況について、今後もし増えていくのであればどういったものが増えていくのかということも御答弁いただければと思います。お願ひします。

○教育部長（佐藤博之君）

部活動指導員は、令和7年8月5日時点において7人配置しています。

配置している部活動は、永和中学校のバレーボール男子、ソフトテニス女子、佐屋中学校のソフトテニス女子、立田中学校のソフトボール女子、佐織中学校のバスケットボール男子、サッカー、佐織西中学校のバレー男子です。

中学校に対する聞き取り調査結果においては、12人の要望を受けており、現時点ではそのうち7の方に外部指導員を務めていただいている状況でございます。以上でございます。

○2番（佐藤旭浩君）

12人の計画のうち、今7人が配置できているというふうに、あと5人にいろいろな要請があるとは思いますので、これもしっかりと進めていきながら、部活動をしっかりと行政としても学校と連携していただきながら進めていただければというふうに思っております。

それでは最後なんですが、こちらも教育長のほうに考え方をお伺いしたいと思います。

6月13日に衆議院の本会議で改正スポーツ基本法が可決、成立いたしました。公立中学校の部活の地域展開の推進に向けて、国や自治体の責務を明確に明記しているというのが、今後市としてどのように検討し、地域展開をしていくのかを教育長の御答弁をいただきたいと思います。お願ひします。

○教育長（河野正輝君）

部活動の地域展開のそもそもの出発点は、学校の教員の過重な部活動指導の負担を軽減するとともに、児童・生徒数が減少する中、子供たちが自分の意欲や興味に沿って主体的に活動できる場、環境を整えることです。

愛知県教育委員会は、昨年9月に示した働き方改革ロードマップの中で、2026年度末までに1か月の時間外の在校時間45時間超えの教員をゼロにすることを示しました。そして、部活動指導ガイドラインで示された休日の練習時間を3時間程度とし、休日に部活動指導員を配置した場合、休日の指導3時間に月に4週、1年の12か月を乗じた年間144時間の教員の勤務時間の削減を例示しました。

現在、愛西市の部活動は希望入部制で、教員の部活動指導は、土日等の勤務時間外の指導は

教員の献身的なボランティアに支えられております。愛西市教育委員会は、令和7年度から9年度までの3年間を検証期間と位置づけ、スポーツ庁が示した部活動地域連携の体制を構築し、国・県から3分の2の補助を受けた部活動指導員の配置を進め、令和10年4月1日から教員による休日の部活動指導を廃止することを目指して部活動の地域展開を進めております。なお、平日の勤務時間内の部活動指導は、これまでどおり教員の指導による部活動を継続します。

具体的に、愛西市の部活動の方向性について話をさせていただきます。

愛西市の部活動の地域展開は、中学生がスポーツに親しむ、あるいは吹奏楽をはじめとする文化部活動を楽しむ機会をこれまでの部活動のように継続する、スポーツや吹奏楽の活動をしたい生徒のために学校のグラウンドや体育館を使い練習する場を確保する、練習場所への送迎や家計への負担などできる限り保護者負担を少なくする、愛西市は、休日の部活動を教員の代わりとなる部活動指導員を確保して、地域の協力を得て今の部活動と同じ種目を同じ場所で同じ時間でできる限り実施することを目指しています。

国が示した令和8年度から13年度の改革実行期間の中で、部活動指導員を中心に地域クラブを立ち上げ、部活動の自主運営化を目指していきます。その準備のために、本年度から配置された部活動コーディネーターを中心に、部活動ガイドラインの見直し、部活動指導の指針、部活動指導員設置要綱の作成や、次年度には部活動推進協議会の立ち上げを目指し、8年度からの改革実行期間を迎えていく予定です。

なお、部活動指導員について、8月5日時点で7人という部長からの答弁がありましたが、ここ数日で採用のほうが進み、9月から新たに4人の指導員を確保し、文化部を含めた本年度配置予定14人中11人が土曜日等の指導に当たってもらえることになっております。

今年の2月から4月にかけて、市スポーツ協会理事会、市スポーツ推進委員会、愛西スポーツクラブ総会に出向き、部活動の地域展開の進め方を説明させていただきましたとともに、部活動指導員の紹介等をお願いさせていただきました。

また、スポーツ協会にはこれまで同様、中学生の個人的な受入れをお願いしているところでございます。

また、団体のほうからは、中学生の部活動をそのまま受け入れ、休日の指導や大会や試合の引率、審判の派遣等、そのまま教員の代わりを担うことは負担が大きく難しいとの声も聞いております。学校と地域指導員で役割を分担することで子供主体の部活動を支えつつ、教員が教育活動に専念できる体制をつくっていこうと考えております。以上でございます。

○2番（佐藤旭浩君）

教育長、ありがとうございました。

地域移行、地域展開につきましては、やはりまだまだ課題も残っているかと思います。実際この前8月26日の中日新聞のほうにも掲載されておりましたが、公立中学校の部活指導員の確保に向けて、スポーツ庁は、小学校の体育教員を務めながら中学校の部活指導を兼ねて働き方改革を考え、推進していきたいという記事も掲載しておりました。午前中に体育の授業を専任で行って、夕方に部活動指導として働くイメージですね、こういったモデル事業も、これは希

望すれば自治体に募って人材確保を進めていくという支援も掲載されておりましたので、こういった事業も注視していきながら、これからのお子供たちのために早急に部活動の地域展開が前進していくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

ここで休憩を取らせていただきます。再開は14時といたします。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位5番の17番・高松幸雄議員の質問を許します。

高松幸雄議員。

○17番（高松幸雄君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、大項目の1つ目、市役所窓口における軟骨伝導イヤホンの導入について、大項目の2つ目、文化会館におけるネーミングライツの活用と女性トイレの洋式化についての2点を質問させていただきます。

まず、大項目1つ目の市役所の窓口における軟骨伝導イヤホンの導入についてを質問させていただきます。

厚生労働省によりますと、現在難聴者の患者数は約1,430万人、国民全体の約10%と言われております。難聴の原因は様々で、加齢とともに起こる加齢性難聴は誰にでも起きる可能性があります。50歳代になると高い音が聞こえにくくなってきて、70歳代では音が大きくても高い音が聞こえにくくなっています。一般的には、50歳頃から始まって65歳を超えると急に増加すると言われております。その頻度は、60歳代後半では3人に1人、75歳以上になると7割以上の報告もあります。

そこで、本市の窓口業務での難聴者や高齢者の方など耳が聞こえづらい市民の方に対して、現在どのような配慮がなされているのかをお尋ねいたします。

次に、大項目2つ目の文化会館におけるネーミングライツの活用と女性トイレの洋式化について質問させていただきます。

近年では、公共施設の維持管理や改修において、民間資金を活用する手法としてネーミングライツが注目されています。これは、市民の快適性向上と財政負担の軽減を両立させる先進的な取組であり、今後の展開にも大きな可能性を感じております。

愛西市では、令和6年4月より親水公園総合体育館において、垣見鉄工株式会社とのネーミングライツを契約締結し、垣見鉄工アリーナとして新たなスタートを切りました。この取組は、民間資金を活用しながら、施設の維持管理と市民サービスの向上を両立させる好事例であり、今後の公共施設整備のモデルケースになるものと考えます。

そこで、親水公園におけるネーミングライツの取組状況と導入に至った経緯と課題について

お尋ねいたします。

また、スポンサー企業の選定に当たっては、どのような公募選定基準やプロセスが設けられていたのか、透明性の観点から御説明をお願いいたします。

次に、愛西市文化会館の女性トイレについてですけれども、文化会館は平成9年に建設された愛西市文化会館ですけれども、地域の文化活動の拠点として多くの市民に利用されておりますが、施設の老朽化が進んでおり、特に女性用トイレについては和式が多く使いづらいとの声が寄せられています。先日も、文化会館を利用された市内在住の高齢の女性の方から、和式トイレしか空いておらず膝が痛くて使えなかったという切実な声を聞いております。実際、文化会館女性用トイレは和式が多く使いづらいという声が複数寄せられています。

そこで、文化会館の女性用トイレのうち、洋式、和式の設置数はそれぞれ何基あるのか、現状をお示しください。

以上、一括質問とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、私のほうから、大項目1点目、市役所窓口等における軟骨伝導イヤホンの導入について、高齢者や難聴者などの耳が聞こえづらい市民にどう対応しているかについて御答弁させていただきます。

障害福祉サービスとして、聴覚障害をお持ちの方には日常生活用具等給付事業で補聴器の支給を行っています。また、窓口で聞こえづらい方が見えたときには、ゆっくりと明瞭に話すことを心がけ、場合によってはカウンターの外に出て会話をするなどしています。さらに、必要なポイントを筆談するなど、相手の状況に合わせて対応しております。以上です。

○総務部長（井戸田悦孝君）

私から、ネーミングライツの件について、初めにネーミングライツの取組状況についてお答えいたします。

公共施設に関する愛称の命名権を与えるネーミングライツは、親水公園総合体育館について、垣見鉄工株式会社とネーミングライツ契約を締結しており、令和7年度末まで垣見鉄工アリーナの愛称で御利用をいただいている状況です。

対象施設を特定してネーミングライツパートナーを募集する公募型ネーミングライツに加え、令和7年7月より対象施設を指定しない事業者が施設を選択する提案型ネーミングライツの募集を開始いたしました。この提案型ネーミングライツは、施設の性質上、愛称を付与することができないと判断される施設は対象外となります。スポーツ施設、文化施設、集会施設、公園など多くの市民が利用し、広告効果が見込まれる施設の全部またはその一部を対象とするものでございます。この提案型ネーミングライツでは、対象施設を拡大することにより、募集機会の増加が期待できると考えております。

続きまして、親水公園総合体育館にネーミングライツを導入するに至った経緯、課題についてお答えをいたします。

公共施設に関する愛称の命名権を与えるネーミングライツは、親水公園総合体育館を対象に、

令和2年頃に募集要項等を整備いたしました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより募集を自粛し、見送った経緯がございます。その後、令和3年度より募集を再開し、令和6年2月、垣見鉄工株式会社とネーミングライツ契約を締結いたしました。

課題といたしましては、ネーミングライツ料については明確な基準がなく、事業者の期待する広告効果とのバランスが取れる適正な価格設定を行うことが課題として上げられます。

続きまして、スポンサー企業の公募募集、公募基準選定についてでございます。

ネーミングライツパートナーの選定基準には、本市のネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人もしくはそれに類する団体と定めており、具体的には入札における指名停止をされていない、公租公課の滞納がないなどを条件としております。選定には、事前相談、書類審査の後、ネーミングライツパートナー審査委員会の審査・決定を受け、契約締結の流れとなります。以上でございます。

○教育部長（佐藤博之君）

私からは、文化会館女性用トイレの洋式、和式の設置状況について御答弁させていただきます。

文化会館には、男性用、女性用トイレを計5か所設置しているほか、ホール棟及び公民館棟に多目的トイレを各1か所設置しております。女性用トイレの設置状況は、ホール棟1階が和式6基、洋式3基、ホール棟控室が和式1基、洋式1基、公民館棟1階が和式2基、洋式1基、公民館棟2階が和式2基、洋式1基、公民館棟3階が和式2基、洋式1基です。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、難聴者や高齢者の方などの耳が聞こえづらい市民の方に対しては、現在どのような配慮をされているかという質問に対して、聴覚に不安のある市民への支援として、現状でも一定の配慮をされていることは理解できました。しかし、近年の技術革新で新しい支援機器等が登場して複数の自治体で導入が進んでいる現状を鑑みますと、本市においても積極的な検討が必要ではないかと考えます。

そこで、軟骨伝導イヤホン導入の提案をさせていただきたいと思います。

まず、軟骨伝導イヤホンというのは、耳の軟骨を伝わって音を聞くことができるイヤホンのこと、軟骨イヤホンは軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導の仕組みを使って耳の入り口付近に軽く当てるだけで音漏れも少なく聞き取ることができます。

近年では、耳穴を塞がずに音声を伝える軟骨伝導イヤホンは、音漏れも少なく衛生的するために既に複数の自治体で導入が進んでおり、窓口でのプライバシーの保護や難聴者や高齢者との円滑なコミュニケーションに寄与することが期待されています。特に高齢者や難聴者とのコミュニケーションにおいては、職員の負担軽減にもつながると考えられます。本市においても、福祉課や市民課などの窓口業務において、こうした機器の導入を検討すべきではないかと

考えて質問をさせていただきます。

まず、軟骨伝導イヤホンの近隣の市町村の導入の状況についてお伺いいたします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

愛知県内では、12市町が導入していることを確認しています。近隣市町では、弥富市が窓口に1台設置、あま市が寄附金を活用して複数の窓口に10台設置、津島市が窓口に2台設置し、庁舎内での貸出しをして活用していると伺っております。

○17番（高松幸雄君）

愛知県内では12の市町が導入をしているということで、近隣でももう弥富市とあま市、それから津島市が庁舎内での貸出しをしているということが分かりましたけれども、それでは次に軟骨伝導イヤホンを導入した市町村での利用者の反応についてお伺いいたします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

導入した市に確認したところ、利用者からよく聞こえる、とても聞きやすいという声や、雑音が気になる、補聴器をついている方からは、あまり効果がないなどの御意見があると伺っております。

○17番（高松幸雄君）

よく聞こえるとか、とても聞きやすいという声がある反面では、ちょっと雑音が気になるとか、補聴器をついている方はあまり関係がない、効果がないよという今の御答弁でありましたけれども、それでは軟骨伝導イヤホン、効果があるのかどうかは、今の話だとちょっとまだ今のところ分かりませんけれども、軟骨伝導イヤホン導入についての必要な初期費用と費用対効果についてはどうでしょうか、お尋ねいたします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

窓口用の軟骨伝導イヤホンの価格は4万円ほどでございます。利用者の御意見にはそれぞれ賛否がございますが、現時点での費用対効果を判断するのは難しいと考えております。

○17番（高松幸雄君）

4万円ほどということでございますので、この4万円が高いか安いかというのは、ちょっと判断というのはなかなか私からは申し上げられないと思いますけれども、ただやっぱり市民の方が一人でも、そういう方が困っている方がいた場合、そういったことができる。

また、ほかの近隣市町村も導入しているということですから、私もたまたま今回質問しようと思っていたところ、市民の方から、何、津島市では軟骨伝導イヤホン導入しているんだけど、何で愛西市はないのというふうに聞かれたんですよ、たまたまですけどね。ということがありましたから、やっぱりそういう声があるということなので、私としてはそういったことがある以上は、愛西市でもぜひ導入していただきたいと思っております。

それでは、人が音を聞く経路は、これまで空気を通じて聞こえる気道と骨を振動させて聞く骨伝導というのがあったんですけども、聴覚医学が専門である奈良県立医科大学の細井裕司学長という方が、2004年に第3の聴覚経路である軟骨伝導を世界で初めて発見されました。そして、集音器とセットになった窓口用イヤホンが開発されました。

この集音型軟骨伝導イヤホンは、先ほどあったように1台が、私が調べたところ3万円から4万円という比較的安価で購入できるということです。イヤホンは、耳の一部に入り口付近にある軟骨を振動させて、耳の中に音を増幅させて音声をクリアにする仕組みだそうです。小型の集音機につながった球体型のイヤホンを耳のくぼみにかけるだけで使用ができるということで、音量も調節できるようになっているそうです。耳の穴を塞がないために、痛みもなくて周囲の声も聞こえると。より自然な声、聴こえ方になるそうです。耳の軟骨が振動した人にだけしか聞こえないため、音漏れの心配もないようです。さらに言えば、球状で凸凹がないというために拭き取りやすくて、窓口のように複数の人が使う環境でも清潔に保てる軟骨伝導イヤホンは、耳の聞こえづらい高齢者の方などに有効だというふうに言われています。

2024年3月15日に開催された参議院の予算委員会では、我が公明党の秋野公造参議院議員が難聴対策として軟骨伝導イヤホンの普及促進を提案した結果、岸田首相と齋藤経済産業大臣が軟骨伝導イヤホンの有効性について言及しました。また、衆議院の厚生労働委員会では、その当時の武見厚生労働大臣が同様にその利点について答弁を行っています。

軟骨伝導イヤホンは、衛生面や快適性でも優れていると評価されています。老眼の方に、窓口で老眼鏡を置いていますよね。そういったように、耳が聞こえにくい方の合理的な配慮として窓口に軟骨伝導イヤホンを導入する取組が広がっています。

マスクの着用もある中で、窓口等の大声で話す必要がなくなれば、個人情報を周囲に聞かれるリスクを減らすこともできるわけです。プライバシーの保護にもなって、市民の向上にもつながります。

これから高齢化が進み、窓口での対応サービスは特に必要となってきます。高齢者の方や耳の聞こえづらさを解消する意味で、軟骨伝導イヤホンは耳の入り口の付近に軽く当てるだけで音漏れもなく聞き取ることができます。耳の穴を塞がないで周囲の音が自然に入り、集音器の機能もあります。軟骨伝導イヤホンを使えば、附属の集音器が職員の声を拾い、イヤホンを通じて相談者にはっきりと届けます。大きな声で会話をし、個人情報を周囲に聞かれるリスクも減らせる効果があり、本市においても、補聴器を使っていない聞こえづらい高齢者の方などが、窓口で安心して相談や手続ができるように、バリアフリー社会の重要性からいっても、軟骨伝導イヤホンを活用することは有効であると私は考えます。

改めて、軟骨伝導イヤホンの導入する考えがないかをお尋ねいたします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

軟骨伝導イヤホンは比較的新しい技術であり、その方の状況によって有効性の判断が分かれているようです。近年、窓口において軟骨伝導イヤホンの貸出しを導入している自治体が増えており、実態把握に努め、高齢者、聞こえに不安がある方への有効性や情報のバリアフリー化など、環境整備に向けて研究をしていきます。以上です。

○17番（高松幸雄君）

御答弁で、これから環境整備に向けて研究していくことですけど、ちょっと今から研究されても時間がかかると思いますので、本当は私としては早急にという考えはあるんで

すけれども、その点について実態把握に努めて、高齢者や聞こえに不安がある方に有効性のある情報のバリアフリー化などの環境整備に向けて研究されるということだったんですけれども、これはちょっと市長の見解もお伺いさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

愛知県下でも、自治体でこの軟骨伝導イヤホンの導入が進んでいるということが確認できております。また、近隸におきましては、導入の経緯とかその財源等もまちまちでございますので、市といたしましてそういうことをしっかりと確認して、愛西市としてどういった形で導入するのが一番望ましいのかということを判断しながら検討していきたいと思っております。以上です。

○17番（高松幸雄君）

ぜひとも、これからも市民の方が安心して来庁できるような、そんな一層の行政サービスの向上をお願い申し上げます。

これで、1つ目の質問を終わらせていただきます。

次に、大項目2つ目の文化会館におけるネーミングライツ活用と女性トイレの洋式化について再質問をさせていただきたいと思います。

本市におけるネーミングライツの取組状況について、対象施設を特定してネーミングライツパートナーを募集する公募型ネーミングライツが今まででしたね。それから、対象を指定しない事業主が施設を選択する、逆ですね、提案型のネーミングライツを今回募集を開始したわけなんですけれども、具体的になる施設が分からなかつたので、教えていただけますか。よろしくお願ひします。

○総務部長（井戸田悦孝君）

佐織総合運動場、文化会館、二子ふれあい公園、消防団詰所など、スポーツ施設、文化施設、集会施設、公園などの施設が対象となります。また、街道や通りといった市道のほか、市が実施するイベントなども対象となります。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

御答弁の中では、道の駅は入らないということですね。道の駅は入らないですね。今ちょっと道の駅は言っていたなかった。道の駅は対象とならないということだと僕は思っているんですけれども、その中で佐織総合運動場が入るんですね、文化会館、二子ふれあい公園、消防団詰所とあって、街道とか通り、市道とかも入るという御答弁をいただいたと思うんですけども、ネーミングライツ、結局今までこちらからこここの親水公園をということでやっていたわけなんですけれども、逆に企業からこちらにうちの会社の名前なり何なり入れてほしいという提案ができるようになったということで、私はこれは画期的だなというふうに思っていまして、逆にそういうことをできて、市の財政なり、市としては地元ですね、愛西市にある企業であれば、今、垣見鉄工さんがそうなんですけれども、地元で親水公園が垣見鉄工さんの名前がこれだけ

知られてくることがあるわけなので、本当に効果的だと私は考えているんですけども、ただ先ほど課題だったことがあったんですけども、ネーミングライツ料の金額をどうやって決定するのかというがちょっと気になつたので、それをお尋ねします。

○総務部長（井戸田悦孝君）

まず公募型ネーミングライツの場合でございますが、対象施設の希望価格を設定した上で募集をいたします。価格の設定に当たっては、他自治体の同規模施設などを参考に設定をいたします。また、提案型ネーミングライツの場合、対象となる施設などが多岐にわたるため、提案者から施設の希望価格等を提示していただき、審査委員会にて提示価格等を審査・決定いたします。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

ネーミングライツ料の件ですけれども、提案型の場合はいろんな、今回親水公園とか文化会館のことを私、言いたかったんですけども、そういったところと違って、公民館とかそういう消防団の施設とかも入るわけですね、詰所が。なので、やっぱり金額的にはかなり差が出てくると思いますけれども、それでも愛西市の財政としては一つ一つこれが増えていくことによって効果があるのではないかというふうに私は考えております。

それでは、今提案型でということで始まったわけですけれども、これまでにネーミングライツに対しての問合せ等はあったんでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（井戸田悦孝君）

問合せは数件ございましたが、今のところまだ具体的な交渉には至っておりません。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

でも、問合せは来ているということでしたので、全然ないというわけじゃないので、これからもっとどんどんとそういうことを広げていってもらえば増えていくんじゃないかなというふうに私は考えております。

じゃあちょっとそこでテーマを替えまして、女性用のトイレのことについて、その2つをちょっと関連づけて質問させていただきたいと思っているんですけど、今回、先ほどトイレ、ホールだけで話をしますね、先ほど全部ありましたけど、まずホールの中で女性用トイレでこの間教えていただいたんですけども、6基がまだ和式3基、3基洋式トイレがあるといったことなんんですけど、やはり600人に入る施設なので、女性も結構利用者がいるということで、そういう件で私もいろいろとどうはどうよということで伺っています。ちょっと財政のこともあるので、今回文化会館の女性用のホールだけでいいです。全部聞いていきます。女性のトイレを全て洋式化した場合に、トイレ改修に当たって、費用ですね、どのくらいかかるのか伺います。

○教育部長（佐藤博之君）

文化施設のトイレは、不特定多数の方が利用されます。トイレ改修に当たり、便器に肌が触れないことによる衛生面の安心感を求める利用者が一定数見えるため、和式トイレの配置も考

慮する必要があります。

文化会館の改修計画を見直すに当たり、令和6年時における文化会館全体のトイレ並びに配管改修費用見込額は約1億7,400万円でした。女子トイレのみ改修した場合におきましても、約8,700万円以上の費用を見込みます。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

ちょっとかなり1億7,400万という金額ということですべくしてたんですけども、女子用トイレだけでも8,700万円ということですので、ちょっと僕、ネーミングライツのお金を文化会館に持つていいってできないかなと思って質問させてもらったんですけど、この金額ではネーミングライツは到底厳しいかなというのは実際分かったわけですけれども、そうしたらもう一つちょっと質問させてください。

和式トイレを洋式するときの1基ですね、まず1基を改修する場合は改修費用がどのくらいになるかお尋ねします。

○教育部長（佐藤博之君）

令和7年度に、トイレの洋式化並びにタイル改修を含めた内壁改装を進めている佐織公民館における改修費用から、1基当たり約350万円と見込みます。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

現在、佐織公民館のほうのトイレ改修、洋式化も進めているということで、愛西市には大きなホールが2つあるということで、なかなか財政的にも厳しいなというのは分かって、350万もするんですね、やっぱり。ということですので、本当にどうでしょうね、1基やるのがせいぜいだなという今感覚だったんですけども、やっぱり市民からの要望等が多いので、ちょっと一つ聞きたいんですけど、文化会館の女性トイレの洋式化について、市民の方からの要望とか苦情とかあつたら教えていただけますか、お願ひいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

指定管理者が実施しております利用者アンケートにおきましても、洋式トイレ増設の要望やトイレ内が暗いという御意見など、トイレ環境に関する御要望、御意見をいただいているところです。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

そうですね、洋式トイレの要望は暗い等とかいろんな要望が多分出ていると思うんですけども、そういう意味で文化会館も老朽化して、舞台とかエアコンが効かないとか、いろんなことが出てきて非常にお金がかかるんですけども、ただやっぱりユニバーサルデザインの観点からも、誰もが使いやすいトイレの環境整備はやはり急務じゃないかなと私は考えているんですけども、本市としての見解をお伺いします。

○教育部長（佐藤博之君）

文化会館のほか、多くの方が利用される文化・スポーツ施設において、誰もが使いやすいトイレ環境の整備は必要であると考えております。文化会館は、開設後約40年が経過し、空調など館内設備のほか、施設の外装などの老朽化が進んでいることから、大規模修繕などを実施す

ることによる施設の長寿命化の中で検討してまいります。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

そうですね、本当に文化会館等はお金がかかることであります、40年経過していくと、やはり全て一緒だと思うんです、学校もそうですけれども、老朽化がどんどん進んでいるということで、本当に長寿命化ですね、しっかりとやっていただきたいなというふうに思っていますけれども、あと高齢者、障害者、子育て世代など、配慮が必要な層の方への対応として、どういった改善が必要だと考えているかをお尋ねします。

○教育部長（佐藤博之君）

愛知県が策定しております人にやさしい街づくりの推進に関する条例におきまして、高齢者、障害者等を含む全ての県民が円滑に利用できるよう、建築物等の整備を促進することが基本方針とされております。文化会館などの文化・スポーツ施設は、多くの方が利用される施設であり、県の方針に基づきまして、様々な方が円滑に利用できるような施設の整備が必要であると考えております。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

そのとおりですね。人にやさしい街づくりということで、本当に誰もが平等にそういったことを、トイレ等、障害者も高齢者の方も含めて使えるような、そういった公共施設であることを本当に望んでいるわけであります。文化会館のトイレ施設の改修においては、トイレの洋式化はどのぐらいの程度の優先度があるのかなということをちょっと疑問に思ったんですけれども、市としての改修計画とか検討状況についてお聞かせください。

○教育部長（佐藤博之君）

教育委員会といたしましては、施設の利用に影響を及ぼすおそれのあるホール舞台スクリーン、大黒幕などの舞台設備や空調設備の改修を優先的に考えております。改修計画につきましては、令和2年に策定後、設備の故障などにより突発的に施設や設備改修が必要となることもあります、毎年見直しを行っております。トイレの洋式化は、利用者の方から御要望や御意見をいただいており、改修が必要であると認識しております中、施設利用への影響が最小限となるべく、改修時期や範囲、財源の確保などを総合的に勘案いたしまして、計画的に取り組んでまいりたいと考えます。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

先ほども言いましたけれども、ホールの舞台とかスクリーン、横幕というんですか、幕ですね、ああいしたものも結構な金額すると思います。本当にそういった意味では、なかなか文化会館の大規模改修、難しいですけれども、ぜひ、先ほどありました毎年見直しをされているということの中で、女性用のトイレも1基でも2基でも増やしていただけるとありがたいなというふうに思っております。

文化施設は、誰もが快適に利用できる環境であるべきだというふうに思っているんですけど、トイレの洋式化は急務だと。親水公園の総合体育館でネーミングライツ契約料、これが年50万の契約金になっているんですけども、それを今回文化会館に使って女子トイレが洋式化でき

ないかというふうに考えたんですけど、3年契約でも150万ということは、先ほどあった350万は程遠い、1基もできないじゃないかということなんですが、そういった意味でなかなかネーミングライツは厳しいということは、このトイレに関しては分かりました。

ただ、ネーミングライツ自体は本当に財政的には、これは一般財源どこにでも使えるということなんですよ。だから、今回のネーミングライツは、文化会館をやる場合は文化会館のために使ってほしいなというふうに私は思って、それは女性トイレ、やはりそのために使っていただきたいなというのが私の思いで質問をさせていただきました。

この事例を踏まえて、文化会館のネーミングライツを活用してトイレ改修費用の一部を賄うことは考えられると。一般財源でどこでも使えるんですけど、それをじやあ文化会館のために使うということを本市としてどう考えているか、見解をお尋ねします。

○教育部長（佐藤博之君）

本市では、公共施設等において自主財源の確保と持続可能な施設経営を図るため、市が所有する施設に対する命名権（ネーミングライツ）の導入を進めており、文化会館におきましてもネーミングライツの導入をすることは可能であると考えております。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

ありがとうございました。

ネーミングライツの契約金を文化会館のために使うということは、今可能だということがありましたので、私からもぜひお願ひを申し上げたいと思います。

最後になりますけれども、本当に本市の文化会館は、地域の文化活動の拠点として、講演会や演奏会、展示会、多様なイベントが開催されて、多くの市民に利用されております。しかしながら、先ほどありました施設の老朽化や利用者のニーズ、乖離が見られる点もあり、改善は求められています。利用者からは、トイレが使いづらいとか、和式しかなく不安だといった、先ほどありました声が多く寄せられております。特に女性用トイレについては、洋式化の遅れが利用者の満足度の低下につながるんじゃないかなと思います。

現在、文化会館のトイレには和式が多くて、特に高齢者や障害者の方にとっては使いづらいという声が寄せられているわけなんです。トイレ環境の改善は、私は喫緊の課題だというふうに思っております。トイレ環境の改善は、誰もが安心して施設を利用できるための基本的な条件、女性の利用者が多い文化施設では、快適性や安全性の観点から洋式化が強く求められています。企業との協働による施設整備は、地域に根差した文化振興にもつながるというふうに考えています。

ネーミングライツは、企業から協賛金を得ることで財源を確保できる有効な手段で、本市では既に親水公園総合体育館においてネーミングライツを導入し、一定な効果を上げております。他の自治体でも文化施設への導入事例が増えておりまして、文化会館への展開は現実的な選択肢でもあります。トイレの洋式化は、誰もが安心して使える施設づくりの第一歩であり、放置すれば市民の不満が蓄積します。ネーミングライツは、財源確保と施設の改善を両立できる現実的な手段であって、導入のタイミングを逃してしまうと機会の損失につながってしまいます。

親水公園での成功事例から、ネーミングライツ制度を積極的に活用して、財源確保と施設改善を両立できる取組を進めていただくことに期待をいたしたいと思います。

また、市民の声を真摯に受け止め、市民の声に反映した誰もが使いやすく誇れる文化施設となるよう、早期に女性トイレの洋式化を実現していただけることを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

17番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は14時55分といたします。

午後2時41分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位6番の5番・真野和久議員の質問を許します。

真野和久議員。

○5番（真野和久君）

それでは、今回は2点について質問を行いたいと思います。

1点目は、公共施設等の統廃合について、2点目は、AED（自動体外式除細動器）を24時間利用できるようにという課題で質問を行いたいと思います。

最初に、1番目として公共施設の統廃合について質問をいたします。

愛西市は、平成29年に公共施設等総合管理計画の案をつくり、その際コミュニティセンターなどの廃止をすることが明らかになりました。そのときはすぐに廃止になるものではないということになりましたが、令和2年には公共施設等個別施設計画がつくられ、それぞれの施設に対する具体的な修繕等の計画がつくられます。

また、この間、佐屋北保育園の廃止や永和保育園の民間移譲、八開庁舎の閉鎖など個別の動きはありましたが、全体的な廃止の動きは見られませんでした。しかし、最近廃止が予定されているコミュニティセンターやグラウンドなどを実際に廃止するためのロードマップを庁内で検討しているという答弁がありました。こうした廃止の問題は、まさに市民の活用や市民生活に大きな影響が出るものであり、慎重に進める必要があります。

そうした点から、今回最初に3点ほど質問をいたします。

1つ目に、今回廃止の対象となる公共施設はどこなのか、またその廃止の理由について尋ねます。

2つ目として、ロードマップをつくるというふうに言われていますが、このロードマップの具体的な内容、また策定はいつ頃行うのか、そして廃止の実施時期はいつなのかについてお尋ねをします。

3つ目として、市民の利便性や利用ができなくなることについて、市としてどのように考えているのか、またその対策についてお尋ねをします。

大項目の2点目として、AEDを24時間利用できるようにということで質問をします。

AED（自動体外式除細動器）は、心臓がけいれんを起こして血液を送り出せなくなった状態、いわゆる心室細動になった人に対して電気ショックを与えて心臓を正常なリズムに戻すためのものです。電源を入れると音声で操作方法を指示してくれるので、専門的な知識がない一般の市民でも使えます。救急車が到着するまでに、市民による救急救命活動が行えるということで生存率もアップします。

本市でも公共施設などにAEDを置き、市民が救命救急活動できるようになっています。心室細動は24時間いつでも起きる可能性があり、AEDを含む心肺蘇生はできるだけ早く行うことが必要です。しかし、公共施設の多くは夜間閉まっており使用できません。夜間でも使用できるようにすることが必要ではないでしょうか。

最近では24時間AEDを使用できるよう、公共施設の外に置いたり、また24時間営業をしているコンビニエンスストアに置く自治体が増えています。例えば、三重県の津市は小・中学校の校舎の外に設置しています。また、愛知県の幸田町も公共施設の外に置くようになりました。そして、隣の弥富市では、平成29年から市がAEDをレンタルして、市内のコンビニエンスストアに置いてもらっています。こうした24時間で使えるような体制が進み始めています。

以上の点から、最初に、本市の公共施設等のAEDの設置状況と点検状況、コンビニエンスストアや民間病院、介護施設等の設置状況、そして市民が民間のAEDを借りられるかという点について質問をいたします。

以上を最初の質問といたしますので、答弁よろしくお願いをいたします。

○総務部長（井戸田悦孝君）

私からは、公共施設等の統廃合に関しまして、初めに、廃止の対象となる公共施設等はどこか、廃止の理由はについてお答えをいたします。

平成29年1月に公共施設等を効率的かつ計画的に更新、統廃合、長寿命化などを行うことにより、財政負担の軽減、平準化をするとともに、公共施設等の最適な配置の実現を推進し、市民福祉の維持向上を図っていくことを目的として、愛西市公共施設等総合管理計画を策定いたしました。この計画に基づき、各施設の実情、課題等を踏まえながら、個別施設ごとに方向性、施設の状態、対策内容及び実施時期等を定めることを目的として、令和2年4月に愛西市公共施設等個別施設計画を策定しております。

個別施設計画の中で廃止の方向性を示している施設として主なものは、各コミュニティー施設、立田・佐織体育館、学校給食八開センター、老人憩いの家などが上げられます。

廃止の判断につきましては、残存耐用年数を指標とする建物性能と、施設により異なりますが、面積、1日当たりの利用者数や稼働率などを指標とする利用状況などを参考に整理を行ったものとなります。

続きまして、ロードマップ、具体的な内容は等についてお答えをいたします。

府内組織であります愛西市公共施設等マネジメント推進会議及びその作業部会において、施設ごとの具体的なスケジュールを検討する予定でございます。施設ごとに状況が異なりますので

で、スケジュールは異なってくると考えております。

続きまして、市民の利便性、利用ができないことについては、個別施設計画において廃止の方針とされている施設については、地元での管理や他施設の利用への移行を進めるなどとして方向性を定めました。合併市である本市は、同規模の非合併市と比べ保有する施設数も多く、また財政構造の弾力性を判断する指標の一つであります経常収支比率は、令和5年度94.4%、令和6年度94.9%と緩やかに上昇する傾向にあることから、このままでは市の裁量による施策事業が困難となるおそれがございます。利用者数の推移や今後の人口減少が見込まれる状況の中で、施設の維持管理は財政的にも過大とならないよう見直しをしなければなりません。廃止に当たっては、利用者の方々への他施設の活用をお願いするなど説明に努め、御理解いただく必要があると考えております。以上でございます。

○消防長（伊藤政儀君）

私からは、本市の公共施設等のAEDの設置状況と点検状況につきまして答弁させていただきます。

AEDは、市内69か所の公共施設をはじめ、10か所の市立の保育園、幼稚園に設置しております。点検状況につきましては、市立保育園は把握していませんが、本市では指定管理者を含む市施設に配属されている職員が月に一度収納庫から取り出し、点検表に沿って本体及びケースの状態、AEDの本体が使用可能の表示になっているか、バッテリーの残量につきましても目視により点検を行っております。

また、電極パッドなど消耗品につきましては、個数、使用期限など確認を行っております。施設によって異なりますが、毎日受付の職員が異常音の確認も実施しております。その他、メーターによる遠隔監視がされており、AED本体の状態、バッテリーの残量など異常を感知した場合にも設置してある施設に連絡を入れていただくシステムを採用しております。

次に、コンビニエンスストア、民間病院、介護施設等の状況、市民が民間のAEDを借りられるかにつきまして、あいちAEDマップから一般県民が利用可能なAEDとして、リアルタイムで緊急時に使用可能な状況が確認できます。

コンビニエンスストアにつきましては、AEDの設置は至っておりません。民間病院につきましては、市民が使用可能な病院もございます。介護施設等につきましても、AEDは緊急時に市民や利用者が使用可能となっております。以上です。

○5番（真野和久君）

それでは、最初から質問をしていきたいというふうに思います。

公共施設等の統廃合について再質問を行っていきます。

最初に、今回廃止の対象に対してロードマップの策定を始めるという話でありましたが、総合管理計画には廃止対象施設以外の、いわゆる見直しとして集約化、複合化、また規模の見直しなどについてもというのもありますけれども、同様に今回こうした見直しのためのロードマップの策定を始めるかについて説明をお願いします。

○総務部長（井戸田悦孝君）

方向性が廃止となっている施設について、優先的に検討を進める予定でございます。方向性が廃止以外の施設については、建築経過年数や建物の劣化具合、利用状況、周辺環境の変化などを考慮し、今後個別施設計画の見直しも視野に入れる必要があるものと考えております。以上でございます。

○5番（真野和久君）

基本的に、廃止となっているものについて行うというもので理解してよろしいでしょうか。

それでは、そのロードマップの具体的な内容や、また策定はいつ頃行うのか、個々の施設の事情もあると思いますけれども、廃止は43施設に及ぶと言われていますが、この施設に対して一度に進めるのか、あるいは優先順位はあるのかについてお尋ねをします。また、個々の施設の事情もあると思いますけれども、およそ大体何年ぐらいかかると見てているかについても答弁をお願いします。

○総務部長（井戸田悦孝君）

まず、施設ごとの具体的なスケジュールにつきましては、施設の建築経過年数や建物の劣化具合、利用状況、施設の維持管理費により対応は異なってくると想定をされますので、検討の中で優先度や具体的なスケジュールについて、公共施設等マネジメント推進会議及び作業部会にて議論を進めてまいりたいと考えております。

また、およそ何年かかるかということでございますが、当初、公共施設等を効率的かつ計画的に更新、統廃合、長寿命化などを行うことにより、財政負担の軽減・平準化をするため策定した公共施設等総合管理計画において、公共建築物の延床面積を30年で30%縮減することを目標として定めましたが、令和6年度末時点で3.8%にとどまっている状況でございます。今後は、目標に向かって計画を推進し、財政負担の軽減・平準化を進めてまいりたいと考えております。

財政負担の軽減・平準化は、税配分の平等性の観点からも必要なことと考えておりますので、縮減について積極的に進めていきたいところでございます。今後の検討の中で一定の見通しができるものと考えております。以上でございます。

○5番（真野和久君）

これから議論を始めるということで、なかなか具体的な結論までは難しいかもしれません、あと先ほどの最初の答弁でありましたマネジメント推進会議と作業部会、実際に進めていく部会ですけれども、の構成はどんなふうになるのでしょうか。また、このマネジメント推進会議と作業部会では、スケジュール作成に当たってどのような作業を行っていくのかお尋ねをします。

○総務部長（井戸田悦孝君）

まず初めに、会議、作業部会の構成ということで、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための公共施設等マネジメント推進会議は、副市長をはじめ、主に施設所管課部署の部長などで構成をしており、主に公共施設等マネジメントの推進に関する進捗管理や見直しなどに関すること及び個別施設計画の進捗管理を行う組織となります。

マネジメント推進会議の下部組織であります作業部会は、主に施設所管課課長級で構成をしており、所管する施設の個別施設計画の策定及び実施について、進捗、報告、連絡及び調整などを行います。今年度については、廃止に向けた施設ごとの具体的なスケジュールの作成を取り組んでいく組織となります。事務局は財政課となります。

続きまして、この公共施設等マネジメント推進会議作業部会において、施設の総量削減に向け廃止方針となっている施設について、他施設への代替の可否や廃止までの具体的なスケジュールなど検討を進めていくことになります。作成されたスケジュール等を公共施設等マネジメント推進会議にて協議、検討を行っていくことになります。以上でございます。

○5番（真野和久君）

今年度スケジュールを策定すると言われていましたが、このスケジュールについては公表していくという考えはありますか。

○総務部長（井戸田悦孝君）

当然、市民の方に御理解をいただきながら進めなければならない内容でございますので、必要なときに公表のほうを考えております。以上でございます。

○5番（真野和久君）

あと、それから今後廃止する施設に関して、廃止または他施設の利用をお願いしたいという話がありました。この他施設の利用への移行というのは、施設を解体して他の施設を利用してもらうという考え方でいいでしょうか。

また、廃止に関しては、地元管理へ移譲するのか、また民間に移譲する、あるいはそれもできなければ解体というような3つの方法と理解していいのか、その点についてお尋ねをします。

○総務部長（井戸田悦孝君）

施設の廃止に当たっては、周辺の施設や代替機能を備えた施設を利用していくことを想定しております。また、必ずしも廃止イコール取壊しではなく、施設の安全性などを考慮した上で、体育館同士といった同一目的の施設をまとめる集約化、保育園と高齢福祉施設といった異なる機能をまとめる複合化、地元団体などへの地域移管、民間業者などへの譲渡、貸付け、建物を取り壊す除却など検討を進めるものとなります。

また、廃止する施設については、個別施設計画について、現用途を廃止し、用途変更、地域移管、譲渡、貸付け、除却を検討するものと定めております。機能的には、他施設への集約化、複合化も含め検討するものとなります。以上でございます。

○5番（真野和久君）

今回、最初の答弁にもありました、コミュニティセンターや体育館、そういったものが主に市民にとって非常に大きな影響のあるものが廃止の検討に具体的に入していくということになります。また、八開の福祉センターなどの施設についても廃止を検討して廃止を進めていくという形で、本当に大きな影響が出てくると思います。そうしたものが廃止されたりとか、またほかの施設に行ってくれと言われても、交通手段等も含めて、なかなかそうしたものに行けないというような問題も出てくるのではないかというふうに思います。大変重い問題だという

ふうに思っています。

例えば、それぞれの防災コミュニティセンターについては、特にそれぞれの地域の住民活動の拠点であります。そうした点では、その地域の活動の活性化を今市は、例えばふるさとづくり推進費などについて、様々な地域の祭りとか行事なども支援をしているわけであります。また、そうした話し合いの場やイベントの場としてもコミュニティセンターは使われているものでありますし、また地域の防災拠点でもあります。そういう点でいうと、それがいわゆる廃止されるということになれば非常に大きな問題になってまいりますが、その点について、市はいわゆる地域活動を推進するという市の考えと、地域のこうした拠点を廃止してしまうということの矛盾があると思うんですけれども、その点についてはどのように考えますか。

○市民協働部長（山岸忠則君）

コミュニティセンターにつきましては、利用状況等を確認しながら統合、地域への譲渡などの方向性を考えていきます。施設用途は変わるものではないと考えております。以上です。

○5番（真野和久君）

多分そうだろうなというふうに思って言ったんですが、地域移譲ということを考えても、最初はいいかもしれません、それぞれの地域でその施設を維持管理していくのは非常に財政的にも厳しいのではないか。結局は、市が大規模改修やあるいは修繕などをやらざるを得なくなるんではないかというふうに考えます。こうした地域負担が増えれば、当然地元管理というものはなかなか難しくなるのではないかというふうに思いますし、またそれによって、さらには、例えば民間に移譲ということになれば、やはり地域の拠点活動という地域の活動というものは離れてきてしまうという問題もあるのではないでしょうか。

また、ほかの施設との統廃合で、例えば今あるコミュニティセンターを半数にするとかということになれば、それこそ地域活動に大きな影響がありますし、また先ほども言いましたが、地域の防災拠点として、それぞれの災害時に、例えば自宅避難者に対する支援とか、あるいは情報の提供とか、あるいは例えば福祉避難所的な役割を担うとかというような、こうした地域にあってこそ防災の拠点としての非常に重要な役割も持っているというふうに思いますので、まさに地域にあってこそその施設だというふうに考えます。

こうした大きな矛盾をはらんでいるということは、今後の廃止の検討の中でどのように考慮されるのでしょうか。特に、例えば利用率の問題を取ってみても、もちろん利用率を上げることは大事ですが、地域の方が借りたいときに、話し合いがしたいときに利用できるという点も非常にいい点もありますので、そういう点では、それこそあらかじめ3か月前に予約ができなければ利用できないのでは地域活動の拠点とは言えません。こうした具体的な中身というものほどの程度考慮されているのか、その点についてはどうですか。

○市民協働部長（山岸忠則君）

その辺も含めて、今後マネジメント推進会議とか作業部会のほうの中で議論、協議していきます。以上です。

○5番（真野和久君）

それでは、あと、今後これからいわゆるマネジメント推進会議や作業部会を行っていくという話でありましたが、現在この総合管理計画で廃止あるいは個別計画で廃止というふうにされている施設に関して、そういういた議論の中で廃止の見直しの可能性はあるのかについてお尋ねします。

○総務部長（井戸田悦孝君）

令和2年10月開催の公共施設等マネジメント推進会議にて審議し、各施設の実情、課題等を踏まえ、個別施設ごとの方向性を決定したものでございます。残存耐用年数を指標とする建物性能と面積、1日当たりの利用者数や稼働率などを指標とする利用状況などから方向性を定めた経緯を考慮すれば、方向性の見直しはないものと考えております。以上でございます。

○5番（真野和久君）

あくまでも廃止は廃止というふうに取れるわけでありますけれども、先ほど、例えばコミュニティセンターについていっても、やはり単純に廃止をしていいものではないというふうに思います。これまでいわゆるマネジメント推進会議や作業部会で、これからいわゆるロードマップをつくっていくという話ではありますが、本当に先ほど言ったようなことが廃止の決定のときにしっかりと考慮されているのか甚だ疑問ではあります。

もちろん、今回の廃止になっている施設の中には、ほぼ用途が終わっていて廃止するのが当たり前、当然かなというのもありますけれども、しかし、やっぱりそれ以外については、このコミュニティセンターもそうですし、それからグラウンドなどもそうですし、八開庁舎をどうするかという問題もあります。そうしたところも含めて、やはりしっかりともう一度こうした内容について再検討も含めてやっていくことを要望したいというふうに思います。

それでは、2点目のAEDの24時間利用できるようにについて質問を続けたいというふうに思います。

先ほど、市内のかなりのところでAEDが設置されているということは分かりましたが、しかし現状置いてある公共施設で24時間利用可能な施設はどのくらいあるのか、お尋ねをいたします。

○消防長（伊藤政儀君）

24時間AEDが使用可能な施設につきましては、公共施設で3か所、愛西市役所、消防本部消防署、消防署分署でございます。以上です。

○5番（真野和久君）

愛西市内では、24時間利用可能なところはいわゆる3か所になっています。愛西市は、24時間やっているような大きな病院もありませんので、なかなか24時間AEDをいつでも何かあったときに利用できる施設が非常に少ない状況になっています。そういう中で、やはり24時間という意味では、先ほども最初に質問をいたしましたが、コンビニエンスストアや、あるいは公共施設の外に設置をしていくということが非常に有効ではないかというふうに思います。

その点で、公共施設のAEDの屋外設置の検討、またコンビニエンスストアと協力をしていくことを検討してはどうかと思いますが、その点についてお尋ねをいたします。

○消防長（伊藤政儀君）

AEDが効果的に活用されるのは、心停止の救命の促進に重要な役割を果たします。AEDを屋外に設置することや、コンビニエンスストアにAEDを設置することは、いつでもAEDが使用可能な状況になるというメリットがございます。

本市では、公共施設において夜間・休日にも職員がいる施設については、緊急時に24時間使用していただくことが可能となっております。また、宿泊を伴う介護施設等でも施設職員が常駐するため、緊急時に一般の方にも貸し出すことができる施設もございます。

心停止の傷病者に遭遇した場合に、慌てず落ち着いて行動するため、できるだけ多くの方が心肺蘇生法を受講し、救命率を向上させ、理解を深めていくことが重要であると考えております。本市では、救命講習や自主防災訓練などを実施し、心肺蘇生法を習得していただくよう努めています。

他自治体では、24時間AEDを借りて使用できる環境を提供するため、導入している自治体もございますが、使用実績は数年に1件と僅かであり、設置に当たり、盗難・いたずら対策として、収納ボックスへの防犯ブザーやAEDへのGPSの付加、また屋外の温度、ちり、防水への対策が必要であると聞いております。

これまでにAEDの屋外設置やコンビニエンスストアへのAEDの設置について、市民から直接的な要望は聞いておりません。現時点では、コンビニエンスストアへのAED設置については、県からの包括的な協力支援もないため考えておりません。以上でございます。

○5番（真野和久君）

今答弁ありましたけれども、一つは、施設に関する限り、施設の屋外に設置については盗難等が懸念されるという話ですが、しかし、現在公共施設に関しては、いわゆる屋外に設置場所を造るだけで費用はそれほどかからないというふうにも思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

また、開ければ大きなブザー音が鳴るし、あるいはAEDにはGPS等もつけられるということもあります。そしてさらには、いわゆる売買目的でということでいえば、ネットオークションなどにも出品できないというような状況にもなっていますので、そういう点では盗難の心配というのはそれほど大きくないとは思うんですが、その点についてはどうですか。

○消防長（伊藤政儀君）

盗難品のAEDが販売された実績から、ネットオークションの出品ができなくなった背景があります。GPS付のAEDですと、年間で1台約9万円の費用負担であるため、本市においてはAEDの屋内設置をしております。以上でございます。

○5番（真野和久君）

ということで、その次ですけれども、問題はやはり市民が必要なときに利用できるかどうかということになっていきます。特に公共施設等については人が集まるところですので、そうしたところで特に運動などをやっているときとか、様々な時点で、人が多く集まる中で、いわゆる心室細動になってしまう方というはあるため、できるだけ人の集まるところに造りましょ

う、置きましょうというはあるんですけども、やはり今課題となっているのは24時間ということにもなります。市民の皆さんが必要なときに利用できるような体制をどういうふうにつくっていくかということが大きな課題だと思うんですけども、まずその点についてお尋ねをいたします。

○消防長（伊藤政儀君）

民間の宿泊型老人福祉施設について、13施設から緊急時には24時間借りられることを確認しております。以上でございます。

○5番（真野和久君）

民間の老人福祉施設等で、いわゆる今までいうとほぼ職員の方がそこにおられる、高齢者の方を夜間も見守るために配置されているとは思うんですが、そういう施設でも借りられるということは非常にいいことだというふうに思います。ただ、市民にとってみると、やはり現状では、時々言われるんですけど、うちの近所にコミュニティセンターがありますが、夜、発作が起きたときにどうするのというようなこともあります。という点では、今のような、例えば民間施設でも借りられるというのであれば、そうしたことを市として案内をすることも大切だとは思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○消防長（伊藤政儀君）

この13施設については、電話で確認しておりますので、まだ公表はしておりません。以上でございます。

○5番（真野和久君）

ぜひ、施設に対してそういう公表していいか等も確認しながら、できればこうした案内も市民に対してやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本当にこのAEDの問題というのは人命に関わる課題であります。例えばこうした心肺停止というような状況に至ったときに、幸運にも近くにAEDがあったから助かったというだけで本当にいいのかということだと思います。

先ほど1件しかなかったという話がありました、やはりその使用頻度がほとんどないから置く必要はないんだということにはならないと思います。特に、こうした救急救命に対する施設設備に関しては。愛西市は今年度、はしご車を津島市と共同購入しました。しかし、これまでの古いはしご車については、結局ほとんど出動機会はなかったんではないかというふうに思っています。

そういう点でいくと、やはり万が一のために必要だからこそ、消防はしご車についても大きな額を用いて購入して災害に備えていくというような状況になっているわけであります。そういう点で、本当に24時間ということが非常に重要だというふうに思います。その点で、市の考え方についてお尋ねをいたします。

○消防長（伊藤政儀君）

AEDを屋外に設置することや、24時間のコンビニの設置にはコストが発生します。他自治体との使用実績から費用対効果も考えますと、直ちに実施する状況ではないと考えております。

以上でございます。

○5番（真野和久君）

AEDの設置について、弥富市のコンビニ設置についても弥富市に確認をしてきました。弥富は、いわゆるAEDというのは大体8年間で交換というふうになっていますので、長期に契約をして、レンタル契約をしているわけですけれども、大体今、弥富市のコンビニエンスストアに18軒にAEDが設置されています。弥富市がレンタルをして、なおかつ保守管理も含めてそのリース会社にリースをして契約をしてもらっているということで、20台のAEDの契約で年間約80万円だそうです。大体そのぐらいの金額で、20台分のAEDをコンビニエンスストアに配置することが可能だということあります。

先ほども申し上げましたが、やはり費用面とかそういうものは当然ありますけれども、特に夜間というような中で、こうしたAEDを利用できる場所、先ほど高齢者施設等で借りられるということもありましたが、やはりできるだけ近くにAEDがあるということが非常に大事です。そういう点で、やはり24時間いつでも借りられるというような場所、特にコンビニエンスストアの場合にはそこにAED借りられますというふうに貼ってもらえれば、多くの人がコンビニエンスストアに買物等に来るわけで、設置場所としても非常に目立つというような状況もあります。そういう点でも非常に効果的であると思いますので、その点でやはりAEDのコンビニ設置、例えば弥富市のような方式でいいと思いますが、そういう点について検討していく余地はないのかどうか、最後に質問をしたいと思います。

○消防長（伊藤政儀君）

AEDが必要な傷病者が発生するのは、多くの人が集まる施設やイベント、老人介護施設、学校及び体育館などのスポーツ施設と考えているため、増設は考えておりません。以上です。

○5番（真野和久君）

今の答弁にありました、基本的にAEDの設置基準としては、多くの人が集まるところに設置をして5分以内にAEDが稼働できるような形で置いてくださいというのが基準だと思います。ただ、今様々な自治体で進められているのが、やはりそうしたものは当然設置しながらも、例えば夜間等に何かあった場合、例えば道路で人が倒れているとか、あるいは家族が突然倒れたとかというような場合にも利用できるような形での24時間の利用というのを今検討されているということを踏まえて、やはり先ほど言ったような24時間使えるような場所を増やしていくということをぜひとも検討していただきたいというふうに求めまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

5番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は15時50分といたします。

午後3時38分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位 7 番の 4 番・河合克平議員の質問を許します。

河合克平議員。

○ 4 番（河合克平君）

市民の声を市政にの立場で質問をいたします。よろしくお願ひいたします。

今日、2点にわたって質問をいたしますが、まず6月議会では、市民が納めた大切な税金の基金運用について、債券運用について、含み損の責任は誰にあるのかということを確認したところ、市は、誰にもありませんという答弁がありました。この答弁では、市民は納得がいきません。

2億円の債券を売却して1,320万円の損失があったということも6月議会で分かりました。そして、170億円の基金がそのうち70%を超える債券運用をされていた。そして、含み損が26億円もある。基金の流動性が保つことができない、こういう問題をはらんでいるということも分かりました。さらに、債券の売買について、最高責任者である市長が最近になるまで知らなかつたということについても大問題であります。知らなくても売買が行われたこと、このことについて本当に不思議なところでもあります。

そして、基金の運用の状況について、職員にもその情報が共有されていなかったということも分かりました。このような問題がたくさん発生をしているこの問題についてどう解決していくのかということについて、この一般質問では明らかにしたいというふうに考えます。

内部統制が全く行われていなかつたのではないか、その責任は市長にあるのではないか。市長自らが説明責任を果たしていないのではないか。今回、基金の含み損と財政運用の今後ということと、そして今学校に通っている児童・生徒の学習環境の改善をという点で2点質問させていただく予定であります。

基金の内部統制の問題と合わせて、学校の雨漏りがひどいという点についても質問をいたします。特に、永和中学校の体育館については異常な状態であります。6月議会では、3年から4年で回収できるという答弁もありましたが、それまでに通っている児童・生徒はどうするんですか。体育館で授業をすることもできず、体を動かすことができない、そういうことがあつてはならないではないでしょうか。

また、今通学をしている子供たちの熱中症対策の問題であります。この熱中症対策についても、しっかりと市が行うべきだということについて、併せて質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、1月に確認をした債券運用の含み損は26億円がありました。そのときから6か月間経過をしておりますが、7月末の基金の含み損について、特に満期までの残存期間に応じた債券の金額と含み損の価格について教えてください。

また、7月末の基金の残高、債券の残高、そして普通預金、定期預金の内訳などについても併せてお伺いをいたします。

今回、ホームページに基金の管理・運用等に関する検証の実施について、概要書ということ

で出ましたが、この概要書は2ページにわたるもので、主な対応についても4点、協議されて確認された内容についても4点とあまりにも少ない、内容的に充実をしていない内容ではないでしょうか。こういったホームページの概要による説明では不足をしているのではないか、そのように考えます。

基金の運用については、併せてどういう問題点があったかというと、流動性を確保しなければならないという視点が軽視をされていた問題や、市長が債券売買についての決裁、その意思決定等を知らなかつた、していなかつたという問題、また基金運用の状況について市の職員も知らない、当然市民も知らないという状況で本当によかったのか。情報の共有化がされていなかつたのではないか、その辺のことについても大変な問題があると考えます。このことについて、市長はしっかりと説明責任を果たすべきだ、そのように考えますし、市民と職員への説明はどのように行われたのか、そのことについて質問をさせていただきます。

続いて、雨漏りの対策です。

今、学校に通っている児童・生徒の学習環境をということで、雨漏りの問題は随分何度も指摘されていますし、いろいろな方が報告がありますが、実際に確認をしていきましたところ、雨を受けるボックスがあつて、そのボックスを受ける場所も決まっているというのが実際の永和中学校でした。こういったことについて、授業や部活動については当然影響が出ているということになりますが、その影響についてお伺いをします。

また、以前にも取上げをしましたが、佐屋小学校の校舎の1階部分の雨水の雨の浸入であります。7月17日の大雨のときに、運動場からまた再び保健室のある1階に水が浸入した、こういうことがありました。このことについては、前から取り上げている中で対応を行い、そして老朽化対策を至急に行うということをやってきましたが、このことについてはどのような対策を行っているのか確認をさせてください。

また、佐屋小学校の体育館でも雨漏りがあったということの報告が市民からありますが、そのことについても併せて授業の影響などあれば教えていただけますでしょうか、お願いをいたします。

そして、一括質問の最後ですが、児童・生徒について、通学のときに熱中症対策を行うべきだということについて、お母さんやお父さん、保護者の方、また学校の先生からもそういう声が多くあるんだよということで意見が届いております。児童・生徒の熱中症対策として、冷凍庫を設置する考えというものは愛西市にないのか確認をいたします。

以上のとおり一括質問をさせていただきますので、答弁よろしくお願いをいたします。

○会計室室長補佐（加藤ゆか君）

それでは、7月末の債券の状況から説明をさせていただきます。

令和7年7月末時点で、残存期間が5年未満の債券は4本、額面4億円、含み損約81万円、残存期間が5年以上10年未満の債券は8本、額面8億円、含み損約4,500万円、残存期間が10年以上20年未満の債券は28本、額面42億円、含み損約7億2,100万円、残存期間が20年以上30年未満の債券は32本、額面59億円、含み損約21億2,000万円、残存期間が30年以上40年未満の

債券は3本、額面13億円、含み損約6億円。合計は、債券が75本、額面126億円、含み損は約35億円です。

令和7年7月末時点の基金総額は約171億円で、内訳は債券約125億円、普通預金約27億円、定期預金約19億円です。

続きまして、市民と職員への説明についてです。

令和7年3月31日付の基金の管理・運用等に関する検証結果において、流動性の確保や債券売買における意思決定、基金の運用状況における情報共有などについて、これまでの問題点等を詳細に洗い出し、今後の対応について取りまとめております。

市民の皆様には、本年5月15日、市のホームページに検証結果の概要版を掲載し、お知らせしております。また、職員に対しては、本年5月に幹部職員に対して説明を行った後、各部局において部長等から職員に周知がされていると認識しております。以上です。

○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目2点目、今学校に通っている児童・生徒の学習環境の改善をに係る永和中学校体育館の雨漏りによる授業、部活動への影響と対策について御答弁させていただきます。

永和中学校体育館の雨漏りは広範囲で見られることから、雨量によっては授業や部活動において試合形式の練習や活動ができないことがあります。教育委員会としては、授業内容の変更のほか、永和小学校体育館及び垣見鉄工アリーナの利用など、柔軟に対応できるよう学校関係者と連携しているところです。

なお、令和7年6月議会において提案し、お認めいただきました永和中学校屋内運動場老朽化対策基本計画等策定業務において、永和中学校体育館の現状確認をはじめ、老朽化対策の手法、検討に必要な資料作成を進めております。

続きまして、佐屋小学校の雨水の流入の対策及び佐屋小学校体育館の雨漏りの影響と対策についてですが、佐屋小学校の校舎は南館、北館とともに増築されてきた中、一番古くは南館で、昭和40年に建築、北館で昭和48年に建築されています。従前から、構造上南館1階の床面の高さがグラウンドより約10センチ低いため、雨量によっては雨水が校舎に流入することがあります。従来は、雨水流入を防ぐために校舎南館南面にブルーシートや土のうを積み上げて対応してまいりました。

令和7年3月議会において提案し、お認めいただきました佐屋小学校南校舎止水板設置工事において、令和7年8月26日に南館南面の8か所に止水板を設置しました。佐屋小学校体育館では、大雨の際にアリーナ東側と会議室で雨漏りがあるとの報告を受けています。授業等への影響については、特段の報告は受けておりません。授業等に影響が出た場合には対応してまいります。

続きまして、各学校への冷凍庫の設置についてですが、熱中症対策として、リュック等での通学をはじめ、日傘や冷却グッズ等の使用を認めております。また、持参している水筒のお茶や水がなくなった場合は、職員室で保管している保存水を水筒に補充しております。国の動向を注視しつつ、現時点において冷凍庫の設置は考えておりません。なお、近隣自治体におきま

しても、あま市、弥富市などにおいては未整備と伺っております。以上でございます。

○4番（河合克平君）

では、再質問をしていきます。

基金の債券運用特別金額については、合計で129億円が126億円となり、26億円の損失が何と35億円に増えたということです。5年満期、5年から9年満期ということで、前回の6月議会と合わせた形でしておりますが、合計で35億円ということになります。この126億円の基金の債券運用ですが、証券会社ごとの本数と金額を教えてください。

○会計室室長補佐（加藤ゆか君）

令和7年7月末時点で、野村証券、債券15本、額面25億円、SMB日興証券、債券16本、額面38億円、大和証券、債券6本、額面8億円、みずほ証券、債券12本、額面15億円、岡三証券、債券14本、額面26億円、東海東京証券、債券7本、額面9億円、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、債券5本、額面5億円です。以上です。

○4番（河合克平君）

最高で、SMB日興証券が16本で38億円、一番少ないところで、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が5本で5億円ということで、債券会社ごとに偏りがあるんですけども、均等ではないんですが、このことについてもおかしいなというのかなというふうに考えるところですが、その辺のこととも併せて、やはりしっかりと検証していく必要がありますし、今回ホームページに載った内容の概要版では。流動性の確保の問題や、それから今後の財政運営については載っていますが、市長が知らない中で決裁が進んだ、決裁の問題、意思決定の問題は載っていません。そういったことも含めて、しっかりと市長自らが自分は知らなかつたところで行われたことであっても問題であったと、市民の方には申し訳ないという説明と謝罪をする必要があるんではないか、説明責任を果たすべきではないかというふうに考えますが、市長の見解を教えてください。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

今回の情報発信の件につきましては、先ほども答弁ありがとうございましたが、令和7年3月31日付の検証結果において様々な問題点等を詳細に洗い出し、今後の対応について取りまとめがなされているというふうに思っております。市民の皆様方には、5月15日に市のホームページに検証結果の概要版を掲載し、お知らせをさせていただいており、職員に対しましても、5月に幹部職員に対しまして説明を行った後、各部局において部長等から職員に周知がされていると認識をしております。また、第三者委員会が設置された自治体やほかの含み損の割合が多いところの自治体の状況も確認をしながら、我々としては対応していくべきだというふうに思っております。以上です。

○4番（河合克平君）

では、市長が自ら市民に対して説明をしたのか。市民に対してはしていないんでしょうね、ホームページに出てるから。職員に対しては市長自ら説明をしましたか、していることがあ

れば答えられますよね。

○市長（日永貴章君）

私からは直接は説明をしておりませんけれども、公金管理委員会の委員長である副市長には指示をさせていただいております。以上です。

○4番（河合克平君）

まさに市長のお膝元で、市長が知らない中で行われたものに対して、市長も知らなかつたからと言いながら、やはり一番の責任は市長にあるのは間違いないので、その中で今後どうしていくのかということも含めて責任を果たすべきかというふうに考えます。

また、そういった状況の中で、市長の報告もなくて基金が運用され、そして多額の含み損が出たことについても、先ほど来お話をしていますが、市長の知らない中で行われたという内部統制の問題、非常にあるというふうに考えますので、そのことについてどう考えているのか教えてください。

○市長（日永貴章君）

内部統制の件でございますけれども、先ほども申し上げました検証結果におきまして、債券運用の在り方及び今後の対応といたしまして、債券の理解、基金の運用の考え方、資金の流動性の確保と含み損への対応、会計管理者、財政課、経営企画課との連携した対応、基金運用に係る決定の判断、そして基金の一括運用に関して今後の対応を取りまとめており、検証結果に基づき対応しておりますけれども、法令の遵守、組織の統制、規律、情報伝達と共有、定期的な内部監査等を確実に実施することが重要であるというふうに思っております。

既に実施対応していることといたしまして、組織の統制、規律、情報共有と債券の購入や売却等は、地方自治法に基づき市長が財産を管理するとの認識の下、副市長の専決事項として決裁を行いますけれども、重要度が高い事項として市長に報告するほか、公金管理委員会における協議事項などを速やかに報告し、情報共有を図るなど対応をしております。以上でございます。

○4番（河合克平君）

分かりました。市長への報告をするということですね。副市長、いつするんでしょうか、市長へは。

○副市長（清水栄利子君）

市長への報告についてですが、債券購入の売買の状況を事前に報告し、相談を行って情報共有を図りしていく。また、事後についても、公金管理委員会の後すぐに速やかにどのような項目でなされたかという内容の報告もしていきたいというふうに考えます。以上でございます。

○4番（河合克平君）

事前事後で、いずれも市長にはしっかりと報告をしていくということで今お話をありがとうございましたが、であるなら市長自らに決裁をしてもらえばいいんじゃないですか。副市長が決裁する必要ないかと思うんですが、副市長の決裁を専決しないかんというふうに思っているのは何ですか、そのことについて教えてもらえますか。

○副市長（清水栄利子君）

決裁につきましては、今までどおり地方自治法に基づき、今後も副市長の専決事項として決裁を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○4番（河合克平君）

市長に報告するんであれば、市長にやってもらえばよいし、そうすれば市長が自らの責任で決裁をするということになるので、またそのことについてはしっかりと検討していただきたいというふうに考えます。

今お話をあったとおり、今まで答えがあったとおり、決裁の仕方についても改良するということのお話がありました。市長の責任において財産を管理するということについては、市長の責任においてやっていく内容なんだということの答弁もありました。そういう答弁が前回はなかったので、今回については検証結果を踏まえた形で、市長もしっかりと今後行っていくということにしたんだなというふうには感じましたが、やはりそのことについて責任があるんじゃないかということを追及してきたので、その責任を果たしてもらうということが必要ではないかというふうに考えます。

先ほど市長から第三者委員会の話もありましたけれども、市長が知らない中で行われたものについて、やはりそれは市長としてどういう決定をして行われたのかというのをしっかりと検証していく必要があるというふうに考えるわけです。

先ほど、公金管理委員会などの内部監査をやっていくということもありましたけど、そういうことでは、将来にわたってのこともありますけれども、今までの経緯はどうだったのか、特に先ほども証券会社ごとの偏りも言いましたけど、何か理由があつて偏りがあったんじゃないかなというふうに考えざるを得ない、考えてしまうところもあるかもしれない。要するに、市民からすると、何で126億円も多額な基金を70%も市長の知らんところで行われたんだ。それは大問題じゃないかというのが、やはり気持ちがあるわけで、それがなぜ行われたかということを、同じ市長への報告をしていない人たちが検証しても意味がないというふうに考えますので、そういった点では、第三者による検証を行うべきだというふうに考えますが、このことについて公金管理委員会の検証だけでなく、第三者の委員会を立ち上げるべきだというふうに考えますが、見解をお願いいたします。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から、第三者委員会の立ち上げについての考え方について御答弁をさせていただきます。

債券の含み損につきましては、報道等によりますと、各自治体や共済組合、日本銀行などにおいても、市場の金利上昇に伴い含み損が発生をしているというふうに報道もされております。基金の管理・運用につきましては、公金管理委員会において、これまでの経緯や運用体制、問題点を詳細に調査、検証されているというふうに認識をしております。

本市が保有している国債等の債券につきましては、前回のときも河合議員も十分御承知のとおり、満期まで保有すれば元本が保証されるものでありますので、現時点での債券の評価額で

ある含み損の発生自体が市に損害を与えているものではなく、法令に違反しているものではないと考えております。

第三者委員会を設置して検証を行った自治体について、確認を私自身も行いましたけれども、その内容につきましては、原因の究明と今後への提言であり、本市が行った検証結果と比較いたしましても、おおむね同程度であったのではないかというふうに思っておりますので、再度愛西市として第三者委員会を設置する必要はないというふうに考えております。

しかしながら、今後につきましては、しっかりとした運用をしていかなければならぬというふうに思っておりますし、また債券の保有割合が高いと報道された中部地方の自治体についても確認を行いましたが、第三者委員会を設置して検証を行う、または検証を行う予定があるという自治体はございませんでした。本市といたしましては、検証結果に基づいて基金の適切な管理・運営に取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

○4番（河合克平君）

中部地方のことでいうと、岐阜県関市が123億円も債券の含み損がある。また、恵那市が債券の含み損が45億円という新聞報道もあります。有事の財政出動に支障が出るのではないかということは心配しているところでもありますので、愛西市でも同様ではないかというふうに考えます。そういう中で、愛西市の今後、また何度も今後も質問していくますが、本当に大丈夫なのかということについて、今後のことについて質問していくので、よろしくお願ひします。

第三者委員会については、しっかりと再度確認をしてください。何か隠したいことがあるんじゃないのというふうに思われてもいかんし、証券会社の偏りはちょっと疑問があるし、そういったことも含めて、やはりしっかりと行っていくべきだ。そのことについて、やっぱり自らの職員がその上司であった人たちを調査するというのは難しいというふうに思うので、そういった点ではしっかりと第三者委員会をやっていただきたい、検討をお願いしたいと思います。

続いて、基金の管理・運用については以上のとおりで、これについては3月末で170億円あった基金が172億円となり、債券は35億円の含み損が出ているということについて、今まとめましたので、見ていただきたいと思います。あと、46億円の支援金があるということあります。こういった状況をしっかりと確認をして、債券の割合、今73.1%ですが、それを減らしていくというお話も今、市長からありました。合計で、やはり20年から29年の債券が21億2,000万円ということで、かなり多いですね。こういった長期のものであればあるほど含み損が多くなるという現象であるということが分かりました。このことについても併せて、今後どのような財政運営をしていくかということについて、また取り上げていきたいというふうに思っています。

続いて、体育館の問題ですが、永和中学校の体育館の雨漏りについては、大規模改修や改築を行わないと解決をしないということで、今事業を進めていますというお話をありました。現在、授業や部活の影響ということについては、永和小学校の体育館を利用しているというお話もあったところであります。また、佐屋小学校の体育館についても、中学校の部活動の使用がされているということがあります。

一宮市などでは、小学校もつける、中学校も進める、体育館を進めるという、そういう報道があったところでもあります。小学校の体育館の空調が今進めいかなければならないのではないか、学んでいる児童・生徒のためにも必要ではないかというふうに考えるところあります。

以前の答弁では、中学校の効果を見て設置するということの答弁もありましたので、この中学校の空調設置の効果、またその検証について確認させてください。

○教育部長（佐藤博之君）

令和6年度に空調設備が整備済みの立田中学校及び改築もしくは大規模改修を計画している永和中学校を除き、空調設備を整備しました。体育館内の温度の変化について、メーカーによる効果測定を8月8日に八開中学校、8月19日に佐屋中学校で実施し、現在は効果測定結果に係る報告書の提出を待っている状況です。

教育委員会といたしましては、報告書の提出後に効果測定結果の分析、エアコンの設置に伴う体育館の利活用状況の変化、授業実施時における生徒や教員への影響などを検証いたします。

なお、整備した中学校からは、生徒や教員から好評を得ているとの報告を受けております。
以上でございます。

○4番（河合克平君）

好評を得ているということでありました。これは佐屋中の体育館ですけど、29.8度でした。非常に親水公園よりも涼しいんじゃないかと思えるような状況がありました。これは生徒さんがいないときに撮っていますけど、そういうことで、かなり効果があるというふうに考えます。

この効果があるエアコン、空調設備について、やはりしっかりと小学校でも行っていくべきだというふうに考えますが、小学校での設置についての考え方をお伺いしたいのと併せて、小・中学校に冷凍庫の設置をということについては、熱中症対策になるということで、蟹江町に続いて津島市もやりますということで新聞報道があったところであります。津島市においては、1台当たり3万5,000円で計45台の購入となり、小学校は約160万円、部活動や下校前にも取り出してもらい、暑さ対策に役立ててもらう、9月8日から行うという報道がありました。

愛西市でも同じように保護者の方の要望も多い中で、しっかりと冷凍庫を設置するなど、冷凍庫の設置をしてほしいというすごい要望があるので、冷凍庫を設置してほしいというふうに思うんですけども、そのことについて再度この考え方と併せて、小学校の体育館の空調設備について、例えば永和小学校の体育館や佐屋小の体育館、中学生が使うので、そういったことを優先的にすべきではないかというふうに考えますが、この熱中症対策をしっかりと進める、その話を伺いしたいと思います。

○教育部長（佐藤博之君）

各学校では、運動場や体育館、プールなどの各施設で暑さ指数を測定し、最も安全に運動できる施設を利用して体育の授業を実施、もしくは体育の授業を中止しております。

令和6年9月現在で、武道場を含めた学校体育館等における冷房設備設置率は、全国で18.9%、愛知県では20.6%であり、津島市では全小・中学校でスポットエアコンを整備、弥富

市及びあま市では未整備と伺っております。

最近の新聞報道で、一宮市が整備をするという報道がなされました。そちらについては、中学校を整備するということで、小学校については計画的という報道であったと認識しております。

教育委員会としては、中学校では体育の授業や学校行事のほか、部活動でも使用するため、小学校と比較して多く利用され、熱中症対策が必要と判断して、令和6年度に空調設備が整備済みの立田中学校及び改築もしくは大規模改修を計画している永和中学校を除き、空調設備を整備したところです。現在、中学校体育館に整備した空調の効果を図っているところでもあり、現時点において小学校に整備する考えはありません。

なお、令和7年8月7日に総理大臣官邸で熱中症対策推進会議が開催され、今後、各省庁において空調設備に係る支援の充実が期待されることから、その動向を注視してまいります。

小学校体育館に対するエアコンの整備の要望については、多くの地区から御要望をいただいていることは認識しておりますので、教育委員会といたしましては、整備する際には一体的にを考えております。ある地域を優先するという考え方を持っておりません。

また、冷凍庫の設置につきましても、教育委員会としての事業の取組は、教育委員会において、事業の緊急性や必要性、業務量等を総合的に勘案して、優先順位をつけた上で取り組ませていただくことを改めて議員に御説明させていただきます。以上でございます。

○4番（河合克平君）

今、部長の答弁があった、中学校では、体育の授業や学校行事のほか、部活動にも使用するなど、小学校と比べても多いよということについて、永和小学校の体育館と佐屋小学校の体育館は部活動でも使用するので、非常に利用度があるよということでの優先を決めたらどうかということのお話をさせていただいたところです。実際、教育委員会として、今優先をすることなくして一体的にやるという話ですけど、一体的にやつたらいつになるか分からないじゃないですか。そういう点では、順番に優先度を決めてやっていくべきじゃないでしょうか。そのことについてはお伺いできますか。

○教育部長（佐藤博之君）

永和中学校の部活動において、永和小学校の体育館を利用していることは認識しております。学校関係者とは、永和小学校の体育館はまだ空調の整備がされておりませんので、垣見鉄工アリーナの利用について連携を取らせていただいているところでございます。

また、今、小学校のエアコンの整備計画そのものを教育委員会として計画しておりませんので、一体的と申し上げさせていただきました。また、今後整備していく上において、計画を立てる際には一体的であるのか、また優先順位を設けるのかについては、また教育委員会として協議し、進めていきたいと考えます。以上でございます。

○4番（河合克平君）

熱中症というのは児童・生徒の命に関わることなので、そういった点では守っていかないかんのはもちろんそうなんですけれども、ただ、もう一方で、体力という問題もやはり大きな問

題だというふうに思います、体力をつくっていくということでね。そういう点も考えますと、様々な児童・生徒の命を守るということの方法と、学校教育の場ということを考えると、しっかりと愛西市は事業を行っていくべきだというふうに考えますので、教育長にお伺いしますが、早急に冷凍庫の設置や小学校の空調設備、そのことについて行っていくことについて求めますが、考えをお伺いいたします。

○教育長（河野正輝君）

お答えさせていただきます。

本市といたしましては、まず第一に、児童・生徒の貴い命を守ることを最優先に考えております。そのため、熱中症への対策につきましては、極めて重要な課題と認識し、学校現場において徹底して取り組んでいるところでございます。具体的には、暑さ指数の数値を踏まえた活動の制限や調整、特別教室を含む教室等への空調設備の順次の整備や活用、体育館も含まれていきますけれども、児童・生徒一人一人に対する小まめな水分補給や休憩の指導、さらに下校時の安全確保など、多角的な取組を進めております。

昨日も、市内の小学校の運動場では、暑さ指数が危険レベルを示す31度を超える午前中の休み時間から外遊びは中止の状況と聞きました。常に学校現場では熱中症指数計の数字を確認しながら、教育活動に細心の注意を払って取り組んでいます。5月から夏の猛暑に備え、暑熱順化を呼びかけ、小学校では外遊びの奨励、中学校では積極的に部活動に参加するよう取り組んできました。体育の学習では、水泳や屋外種目の授業を時間割を入れ替えて1・2時間目に実施したり、保健の授業を組み入れたりと、各校で工夫した対応を行っています。

また、小学校の運動会は10月下旬に実施、永和地区の小・中合同運動会は、これまでの9月に実施していたものを今年から10月中旬に変更し、夏休みの出校日をこれまでの2日であったものを今年から1日としました。夏季行事の開催時期や回数の見直しを進めています。

日傘や安全な冷却グッズの使用も推奨しております。今後につきましても、国や県の指針、専門家の知見を十分に踏まえながら、児童・生徒が安心して学習や運動に取り組める環境を整え、保護者や地域の皆様にも御理解をいただけるように、全力で熱中症対策を推進してまいります。以上です。

○4番（河合克平君）

冷凍庫について、ほかの自治体がやっていないからやりませんということはよく言われるので、ほかの自治体がやっているからやっていますとたまには言っていただければなというふうに思いますので、しっかりと検討していただいて、そしてそんなに高い費用ではありませんので、やはり子供の命を守るということでは、冷凍庫の設置、再度検討をいただきたいというふうに考えます。

今日は、35億円に損失が増えたという点、また証券会社によって偏りがあるという点、そして市長には説明責任を果たしてほしいという点、そして内部統制の運用はしっかりとやってほしいという話をしてまいりました。そして、熱中症対策や雨漏り、今いる児童・生徒に対する対策をしっかりと責任を持ってやってほしいというお話を来てまいりましたが、それぞれ再度

もう一度各部局でよく練っていただいて、そして命を守る、また財政運営をしっかりと行っていく、そういうことを求めまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

4番議員の質問を終わります。

[「議長」の声あり]

佐藤旭浩議員。

○2番（佐藤旭浩君）

すみません、先ほどの私の一般質問の中で、ちょっと発言が違っていたものがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

部活の地域移行について教育長のほうに質問をさせていただいたときに、改正スポーツ基本法が6月13日、参議院の本会議で可決成立したというふうに言わなきやいけなかったところ、参議院のところを衆議院と言ってしまいましたので、訂正をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（近藤 武君）

ここでお諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

なお、9月5日は午前9時30分より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時35分 散会